

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照条文 目次

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）	2
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）	33
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）	37

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

目次

第一章～第二章の二 （略）

第二章の三 船舶からの廃棄物の排出の規制（第十二条の三～第十二条の十四）

第二章の四 船舶からの有害水バラストの排出の規制（第十二条の十

四の二～第十二条の十四の十七）

第二章の五 海洋施設及び航空機からの油及び廃棄物の排出の規制（

第十二条の十五～第十二条の十七の五）

第二章の六 （略）

第二章の七 （略）

第三章～第四章の二 （略）

附則

第二章 船舶からの油の排出の規制

（令第一条の九第一項第四号の国土交通省令で定める装置）

第四条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）第一条の九第一項第四号の国土交通省令で定める装置は、次の表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる装置とする。

現 行

目次

第一章～第二章の二 （略）

第二章の三 船舶からの廃棄物の排出の規制並びに海洋施設及び航空機からの油及び廃棄物の排出の規制（第十二条の三～第十二条の十七の五）

（新設）

第二章の四 （略）

第二章の五 （略）

第三章～第四章の二 （略）

附則

第二章 船舶からの油の排出の規制

（令第一条の八第一項第四号の国土交通省令で定める装置）

第四条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）第一条の八第一項第四号の国土交通省令で定める装置は、次の表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる装置とする。

船舶の区分

装

置

船舶の区分

装

置

一・二 (略)

(略)

一・二 (略)

(略)

2

(略)

2

(略)

2

3 排他的經濟水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく国土交通省令の適用関係の整理に関する省令（平成八年運輸省令第四十一号。以下この項において「適用関係省令」という。）

第二条第一項の規定は無害通航船舶（本邦の領海において海洋法に関する国際連合条約第十七条に規定する無害通航権を行使している外国船舶をいう。以下この項において同じ。）についての令第一条の九第一項第四号の国土交通省令で定める装置について、適用関係省令第二条第二項の規定は無害通航船舶についての第一項の規定の適用について準用する。この場合において、適用関係省令第二条第一項及び第二項中「特定外国船舶」とあるのは、「無害通航船舶」と読み替えるものとする。

(公用に供する潜水船からの排出方法)

第五条 令第一条の九第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項第三号の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる要件に適合する方法とする。

一 水平面から任意の方向に最大十五度傾斜している状態において令第一条の九第五項に規定する水バラスト（以下この条において「燃油タンク積載水バラスト」という。）の油分濃度を一万立方センチメートル当たり〇・〇五立方センチメートル以下とする性能を有する装置（以下この条において「油分濃度低減装置」という。）を通

一・二 (略)

(略)

3

排他の經濟水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく国土交通省令の適用関係の整理に関する省令（平成八年運輸省令第四十一号。以下この項において「適用関係省令」という。）

第二条第一項の規定は無害通航船舶（本邦の領海において海洋法に関する国際連合条約第十七条に規定する無害通航権を行使している外国船舶をいう。以下この項において同じ。）についての令第一条の八第一項第四号の国土交通省令で定める装置について、適用関係省令第二条第二項の規定は無害通航船舶についての第一項の規定の適用について準用する。この場合において、適用関係省令第二条第一項及び第二項中「特定外国船舶」とあるのは、「無害通航船舶」と読み替えるものとする。

(公用に供する潜水船からの排出方法)

第五条 令第一条の八第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項第三号の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる要件に適合する方法とする。

一 水平面から任意の方向に最大十五度傾斜している状態において令第一条の八第五項に規定する水バラスト（以下この条において「燃油タンク積載水バラスト」という。）の油分濃度を一万立方センチメートル当たり〇・〇五立方センチメートル以下とする性能を有する装置（以下この条において「油分濃度低減装置」という。）を通

じて排出すること。

二・三 (略)

(令第一条の十第一項第五号ただし書の国土交通省令で定める水バラスト等)

第六条 令第一条の十第一項第五号ただし書の国土交通省令で定める水バラスト等は、スロッピタンク（技術基準省令第十三条第一項第一号のスロッピタンクをいう。以下同じ。）内に存する貨物油を含む水バラスト等（水バラスト、貨物艤の洗浄水及びビルジをいう。次条において同じ。）とする。

(油水境界面の確認)

第七条 令第一条の十第一項第五号ただし書の規定による水バラスト等の油水境界面の確認は、当該水バラスト等を排出する直前に、技術基準省令第十三条第一項第三号の油水境界面検出器により当該水バラスト等の存する貨物艤の底面から当該水バラスト等の油水境界面までの高さが海面から当該水バラスト等の表面までの高さ以上であることを確かめるものとする。

(油水境界面の確認)

第六条 令第一条の九第一項第五号ただし書の国土交通省令で定める水バラスト等は、スロッピタンク（技術基準省令第十三条第一項第一号のスロッピタンクをいう。以下同じ。）内に存する貨物油を含む水バラスト等（水バラスト、貨物艤の洗浄水及びビルジをいう。第七条において同じ。）とする。

(令第一条の十第一項第六号の国土交通省令で定める装置)

第八条 令第一条の十第一項第六号の国土交通省令で定める装置は、次の各号に掲げるタンカーの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、これらの装置以外の特殊な装置であつて国土交通大臣がこれらの装置と同等以上の効力を有すると認めるものについては、国土交通大臣が指示するところによるものとする。

じて排出すること。

二・三 (略)

(令第一条の九第一項第六号の国土交通省令で定める装置)

第七条 令第一条の九第一項第五号ただし書の規定による水バラスト等の油水境界面の確認は、当該水バラスト等を排出する直前に、技術基準省令第十三条第一項第三号の油水境界面検出器により当該水バラスト等の存する貨物艤の底面から当該水バラスト等の油水境界面までの高さが海面から当該水バラスト等の表面までの高さ以上であることを確かめるものとする。

(令第一条の九第一項第六号の国土交通省令で定める装置)

第八条 令第一条の九第一項第六号の国土交通省令で定める装置は、次の各号に掲げるタンカーの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、これらの装置以外の特殊な装置であつて国土交通大臣がこれらの装置と同等以上の効力を有すると認めるものについては、国土交通大臣が指示するところによるものとする。

一・二 (略)

(クリーンバラストが排出される貨物艤)

第八条の二 令第一条の十第二項の国土交通省令で定める貨物艤の洗浄の程度は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(クリーンバラストの排出方法)

第八条の三 令第一条の十第二項ただし書の国土交通省令で定める方法は、水バラストを排出する直前に当該水バラスト中の油分の状態を確認した上、ポンプを使用することなく排出する方法とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、ポンプを使用して排出することができる。

- 一 船舶が港又は沿岸の係留施設にある場合
二 第十二条の十四の三第二項第一号の表第一号下欄イに規定する方法によりポンプを使用する場合

(分離バラストの排出方法)

第八条の十四 法第五条の四の国土交通省令で定める排出方法は、次の各号のいずれかに掲げる方法とする。

- 一 (略)
二 分離バラストタンクから水バラストを排出する直前に当該水バラストが油により汚染されていないことを確認した上、ポンプを使用することなく海面下に排出する方法。ただし、第八条の三各号のいずれかに該当する場合においては、ポンプを使用して排出することができる。

(クリーンバラストが排出される貨物艤)

第八条の二 令第一条の九第二項の国土交通省令で定める貨物艤の洗浄の程度は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(クリーンバラストの排出方法)

第八条の三 令第一条の九第二項ただし書の国土交通省令で定める方法は、水バラストを排出する直前に当該水バラスト中の油分の状態を確認した上排出する方法とする。ただし、船舶が港及び沿岸の係留施設以外にある場合にあつては、ポンプを使用することなく排出しなければならない。

- (新設)
(新設)

(分離バラストの排出方法)

第八条の十四 法第五条の四の国土交通省令で定める排出方法は、次の各号の一に掲げる方法とする。

- 一 (略)
二 分離バラストタンクから水バラストを排出する直前に当該水バラストが油により汚染されていないことを確認した上、海面下に排出する方法。ただし、船舶が港及び沿岸の係留施設以外にある場合にあつては、ポンプを使用することなく排出しなければならない。

(油記録簿)

第十一條の三 法第八条第二項の油の排出その他油の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の油記録簿への記載は、同表の上欄に掲げる油の排出その他油の取扱いに関する作業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項につき行うものとする。

油の排出その他油の取扱いに関する作業	事項
一～十三 (略)	(略)
十四 タンカーの貨物艤からクリーンバラスト(令第一條の十第二項)に規定する水バラストをいう。以下同じ。)の排出	(略)
十五 (略)	(略)

2～4 (略)

第二章の三 船舶からの廃棄物の排出の規制

第二章の四 船舶からの有害水バラストの排出の規制

(令第九条の表第一号下欄イの国土交通省令で定める要件)

第十一條の十四の二 令第九条の表第一号下欄イの国土交通省令で定め

(油記録簿)

第十一條の三 法第八条第二項の油の排出その他油の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の油記録簿への記載は、同表の上欄に掲げる油の排出その他油の取扱いに関する作業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項につき行うものとする。

油の排出その他油の取扱いに関する作業	事項
一～十三 (略)	(略)
十四 タンカーの貨物艤からクリーンバラスト(令第一條の九第二項)に規定する水バラストをいう。以下同じ。)の排出	(略)
十五 (略)	(略)

2～4 (略)

第二章の三 船舶からの廃棄物の排出の規制

第二章の三 船舶からの廃棄物の排出の規制並びに海洋施設及び航空機からの油及び廃棄物の排出の規制

(新設)

(新設)

る要件は、公海において水バラストの積込みを行つた後できる限り速やかに行う有害水バラストの排出であつて、当該積込みの際に積み込んだ水バラストの量とおおむね同じ量を排出するものであることとする。

(令第九条の表第一号下欄口の国土交通省令で定める船舶及び措置)
第十二条の十四の三 令第九条の表第一号下欄口の国土交通省令で定める船舶は、次の各号に掲げる船舶とする。

一 スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他これらに準ずる船舶であつて全長が五十メートル未満であり、かつ、水バラストタンク（船舶に設置されたタンクであつて、水バラストの積載のためのものをいう。以下同じ。）の容量が八立方メートル以下のもの

二 公用に供する船舶のうち海難救助その他の緊急用務を行うための船舶であつて、当該緊急用務の遂行上必要とされる一時的な船体の傾斜及びトリムの制御のために水バラストの積込み及び排出を行うもの（次号に掲げるものを除く。）

三 公用に供する潛水船

2 前項第一号に掲げる船舶に係る令第九条の表第一号下欄口の国土交通省令で定める措置は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置とする。

一 特定水バラスト交換（次のイ又はロに掲げる水域において、当該船舶に積まれている水バラストを流し、又は落とし、代わりに当該水域の水を水バラストとして積み込むことをいう。以下この項において同じ。）を行うための有害水バラストの排出 次の表の上欄に掲げる特定水バラスト交換を行う水域の区分ごとに、それぞれ同表

(新設)

の下欄に掲げる要件を満たすための措置

イ 全ての国の領海の基線（令第一条の十第一項第三号に規定する

領海の基線をいう。以下この号の表第一号下欄ロにおいて同じ。

）からその外側五十海里以遠であつて水深二百メートル以上の海

域

ロ イに掲げる水域以外の水域のうち次の(1)又は(2)のいずれかに該

当するもの

(1) その周辺にイに掲げる水域が存在しない水域であつて、水域環境の保全の見地から有害となるおそれが比較的少ない水バーストの積込みが可能なものとして日本国の領海等（内水、領海又は排他的経済水域をいう。以下同じ。）において国土交通大臣及び環境大臣が指定するもの

(2) 船舶バラスト水規制管理条約締約国の政府が指定する水域
船舶バラスト水規制管理条約締約国の政府が指定する水域

特定水バラスト 交換を行う水域	要 件
イに掲げる 水域	次に掲げる要件に適合する有害水バラストの排出であること。
イ 次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる方法により行う特定水バラスト交換のための有害水バラストの排出であること。	(1) 水バラストタンクに積載された水バラストの容積の九十五パーセント以上の量を流し、又は落とした後、同量以上の水バラストを積み込む方法

(2)	船舶バラスト水規制管理条例締約国の領海等において行われる有害水バラストの排	(2) 水バラストタンクに当該水バラストタンクの容量の三倍以上の量の当該水域の水を積み込みながら流し、又は落とす方法

二 口に掲げる

(3) (1)又は(2)に類するものとして国土交通大臣が認める方法

できる限り全ての国の領海の基線からその外側二百海里以遠において行う有害水バラストの排出であること。

次に掲げる要件に適合する有害水バラストの排出であること。

前号下欄イに規定する方法により行う特定

水バラスト交換のための有害水バラストの排出であること。

次(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める要件に適合する有害水バラストの排出であること。

(1) 日本国の領海等において行われる有害水バラストの排出 日本国の領海等の水域環境の保全に影響を及ぼすおそれが少なく、かつ、当該領海等において有害水バラストの排出を行うことがやむを得ないものとして国土交通大臣及び環境大臣が定める要件に適合する有害水バラストの排出であること。

(2) 船舶バラスト水規制管理条例締約国の領海等において行われる有害水バラストの排

出 当該船舶バラスト水規制管理条約締約
国の政府が定める要件に適合する有害水バ
ラストの排出であること。

二 特定水バラスト交換を行つた後新たに水バラストを積み込むこと
なく行う有害水バラストの排出 次の表の上欄に掲げる特定水バラ
スト交換を行つた水域の区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる
要件を満たすための措置

特定水バラスト 交換を行つた水 域	要 件
一 第一号イに 掲げる水域	第一号の表第一号下欄イに規定する方法により 行う特定水バラスト交換の後新たに水バラスト を積み込むことなく行う有害水バラストの排出 であること。
二 第一号ロに 掲げる水域	次に掲げる要件に適合する有害水バラストの排 出であること。
イ 第一号の表第一号下欄イに規定する方法に より行う特定水バラスト交換の後新たに水バ ラストを積み込むことなく行う有害水バラス トの排出であること。	イ 第一号の表第一号下欄イに規定する方法に より行う特定水バラスト交換の後新たに水バ ラストを積み込むことなく行う有害水バラス トの排出であること。
ロ 次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞ れ(1)又は(2)に定める要件に適合する有害水バ ラストの排出であること。	(1) 日本国の領海等において行われる有害水

(1) 日本国の領海等において行われる有害水

バラストの排出　日本国領海等の水域環

境の保全に影響を及ぼすおそれが少なく、

かつ、当該領海等において有害水バラストの排出を行うことがやむを得ないものとして国土交通大臣及び環境大臣が定める要件に適合する有害水バラストの排出であること。

(2) 船舶バラスト水規制管理条約締約国の領

海等において行われる有害水バラストの排出 当該船舶バラスト水規制管理条約締約国(の)政府が定める要件に適合する有害水バラストの排出であること。

3

第一項第二号に掲げる船舶に係る令第九条の表第一号下欄口の国土交通省令で定める措置は、当該船舶が緊急用務の遂行上一時的に一の国(の)領海等(一の国が日本国である場合においては、公海を含む。次項において同じ。)において水バラストの積込みを行つた場合において、当該緊急用務を終えた後遅滞なく当該一の国(の)領海等において水バラストタンク内の水バラストをできる限り排出しておくこととする。

4

第一項第三号に掲げる船舶に係る令第九条の表第一号下欄口の国土交通省令で定める措置は、一の国(の)領海等において積み込まれた水バラストを当該一の国(の)領海等においてできる限り排出しておくこととする。

(令第九条の表第二号下欄イの国土交通省令で定める要件)

第十二条の十四条の四 令第九条の表第二号下欄イの国土交通省令で定める要件は、次の各号に掲げる水バラストの積込みを行う海域の区分に

応じ、当該各号に定める要件とする。

(新設)

一 港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）に基づく港の区域、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）に規定する漁港の区域又は外国の港の区域（次号において「特定区域」という。）のうちの一の港の区域（当該一の港の区域が別の港の区域に接する場合においては、当該別の港の区域を含む。以下この号において同じ。）一の港の区域内において行われる有害水バラストの排出であること。

二 特定区域以外の海域 積込みの場所から一万メートルの区域（特定区域を除く。）内において行われる有害水バラストの排出であること。

(令第九条の表第二号下欄ロの国土交通省令で定める事項)

第十二条の十四の五 令第九条の表第二号下欄ロの国土交通省令で定める事項は、有害水バラストの積込みを行う区域及び排出を行う区域並びに当該区域間のみを航行する船舶であつて当該区域内のみにおいて有害水バラストの積込み及び排出を行うものであることその他の国土交通大臣が指定する事項とする。

(令第九条の二の国土交通省令で定める事項)

(新設)

第十二条の十四の六 令第九条の二の国土交通省令で定める事項は、有害水バラストの積込みを行う区域及び排出を行う区域並びに当該区域間のみを航行する船舶であつて当該区域内のみにおいて有害水バラストの積込み及び排出を行うものであることその他の事項とする。

(有害水バラストの排出による海洋の汚染の防止に関する試験等のためにする船舶からの有害水バラストの排出の承認の申請等)

第十二条の十四の七 法第十七条第二項第五号の承認（以下「排出承認」という。）を受けて、有害水バラストの排出による海洋の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のために船舶から有害水バラストを排出しようとする者は、当該船舶ごとに、承認申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2| 前項の承認申請書は、第一号の九の二様式によるものとする。

3| 国土交通大臣は、排出承認のため必要があると認める場合は、有害水バラストの排出による海洋の汚染の防止に関する試験、研究又は調査の計画書その他必要な書類の提出を求めることができる。

4| 国土交通大臣は、海洋の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のためにする有害水バラストの排出のうち、法第十七条の二第四項に規定する方法により処理を行つた有害水バラストの排出について排出承認をしようとするときは、当該有害水バラストが排出されることにより排出される物質が水域環境の保全の見地から有害であるかどうかについて、あらかじめ、環境大臣の意見を聽かなければならない。ただし、同項（法第十七条の七第三項において準用する場合を含む。）の規定により環境大臣の意見を聞く場合は、この限りでない。

（承認証の交付）

第十二条の十四の八 國土交通大臣は、排出承認をしたときは、申請者に承認証を交付しなければならない。

【参考】
(新設)

(硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験等のためにする船舶における燃料油の使用に係る承認の申請等)

第十二条の十七の六の二 法第十九条の二十一第五項の承認を受けて、硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のために船舶において基準適合燃料油以外の燃料油を使用しようとする者は、当該船舶ごとに、承認申請書を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

2| 前項の承認申請書は、第一号の十三様式によるものとする。

3| 地方運輸局長は、承認のため必要があると認める場合は、硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査の計画書その他必要な書類の提出を求めることができる。

第十二条の十七の六の三 地方運輸局長は、法第十九条の二十一第五項の承認をしたときは、申請者に承認証を交付しなければならない。

2 前項の承認証は、第一号の九の三様式によるものとする。

(承認証の備置き)

第十二条の十四の九 前条第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認に係る船舶内に、当該承認証を備え置かなければならない。

(承認証の再交付)

第十二条の十四の十 第十二条の十四の八第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認証を滅失し、又はき損したときは、国土交通大臣に承認証再交付申請書を提出し、その再交付を受けることができる。

2 前項の承認証再交付申請書は、第一号の九の四様式によるものとする。

3 第一項の承認証再交付申請書には、第十二条の十四の八第一項の承認証（き損した場合に限る。）を添付しなければならない。

4 第十二条の十四の八第一項の承認証を滅失したことにより再交付を受けた場合は、滅失した承認証は、その効力を失うものとする。

(承認証の返納)

第十二条の十四の十一 第十二条の十四の八第一項の承認証の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その受有する承認証（第二号の場合にあつては、発見した承認証）を国土交通大臣に返納しなければならない。

一 排出承認を受けた有害水バラストの排出に関する計画が完了したとき又は当該計画を実施しないこととしたとき。

二 承認証を滅失したことにより承認証の再交付を受けた後その滅失

2 前項の承認証は、第一号の十四様式によるものとする。

(承認証の備置き)

第十二条の十七の六の四 前条第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認に係る船舶内に、当該承認証を備え置かなければならない。

(承認証の再交付)

第十二条の十七の六の五 第十二条の十七の六の三第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認証を滅失し、又はき損したときは、地方運輸局長に承認証再交付申請書を提出し、その再交付を受けることができる。

2 前項の承認証再交付申請書は、第一号の十五様式によるものとする。

3 第一項の承認証再交付申請書には、第十二条の十七の六の三第一項の承認証（き損した場合に限る。）を添付しなければならない。

4 第十二条の十七の六の三第一項の承認証を滅失したことにより再交付を受けた場合は、滅失した承認証は、その効力を失うものとする。

(承認証の返納)

第十二条の十七の六の六 第十二条の十七の六の三第一項の承認証の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その受有する承認証（第二号の場合にあつては、発見した承認証）を地方運輸局長に返納しなければならない。

一 承認を受けた燃料油の使用に関する計画が完了したとき又は当該計画を実施しないこととしたとき。

二 承認証を滅失したことにより承認証の再交付を受けた後その滅失

した承認証を発見したとき。

(有害水バラスト処理設備を設置すべき船舶)

第十二条の十四の十二 法第十七条の二第一項の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶以外の船舶とする。

- 一 水バラストを積載する構造を有しない船舶
- 二 全ての水バラストタンクが恒久的に閉鎖されている船舶
- 三 積載された有害水バラストを水域に排出しない船舶
- 四 有害水バラスト以外の水バラストのみを積載する船舶
- 五 法第十七条第二項第二号から第五号までのいずれかに該当する有害水バラストの排出のみを行う船舶

(有害水バラスト汚染防止管理者を選任すべき船舶)

第十二条の十四の十三 法第十七条の三第一項の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶以外の船舶とする。

- 一 前条第一号に掲げる船舶
- 二 船舶バラスト水規制管理条約締約国のうちの一の国の領海等又は公海のみを航行する船舶であつて、当該船舶バラスト水規制管理条例締約国の法令に従つて有害水バラストの排出を行うもの

(有害水バラスト汚染防止管理者の要件)

第十二条の十四の十四 有害水バラスト汚染防止管理者は、海技免許を受けている者又は船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条第一項の規定により船舶職員になるとについての承認を受けている者でなければならない。

(新設)

(新設)

した承認証を発見したとき。

(水バラスト記録簿を備え付けるべき船舶)

第十二条の十四の十五 法第十七条の四第一項の国土交通省令で定める船舶は、第十二条の十四の十三に規定する船舶とする。

(水バラスト記録簿)

第十二条の十四の十六 法第十七条の四第二項の有害水バラストの排出その他水バラストの取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の水バラスト記録簿への記載は、同表の上欄に掲げる有害水バラストの排出その他水バラストの取扱いに関する作業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項につき行うものとする。

		有害水バラストの排出 その他水バラストの取扱いに関する作業	事項
2	1	1 積込みの日時 トの積込み(第五号 に掲げるものを除く 。)	2 積込みを行つた港の名称又は施設の位置 (緯度及び経度による。) 及び水深(港外 の場合に限る。)
2	1	4 3 積み込んだ水バラストの概量 作業を行つた船舶職員の署名	
二 船舶における水バ ラストの循環又は処 理		循環し、又は処理した水バラストの概量	

(新設)

五 事故その他の理由 による例外的な船舶 への水バラストの積 船の位置	三 水域への水バラス トの排出 (第五号に 掲げるものを除く。)							循環又は処理が有害水バラスト汚染防止 措置手引書に従つて行われたかどうかの別 作業を行つた船舶職員の署名															
	1 排出の日時	2 排出を行つた港の名称又は施設の位置(緯度及び経度による。)	3 排出した水バラストの概量及び残存量	4 排出が有害水バラスト汚染防止措置手引 書に従つて行われたかどうかの別	5 作業を行つた船舶職員の署名	1 積込み及び処分の日時	2 積込みを行つた港の名称又は施設の位置	3 処分を行つた港の名称又は受入施設の名 称及び位置	4 積み込み、又は処分した水バラストの概 量	5 処分の状況及び理由	6 処分が有害水バラスト汚染防止措置手引 書に従つて行われたかどうかの別	7 作業を行つた船舶職員の署名	1 積込み及び処分の日時	2 積込みを行つた港の名称又は施設の位置	3 処分を行つた港の名称又は受入施設の名 称及び位置	4 積み込み、又は処分した水バラストの概 量	5 処分の状況及び理由	6 処分が有害水バラスト汚染防止措置手引 書に従つて行われたかどうかの別	7 作業を行つた船舶職員の署名				
2 1 積込み又は排出の日時	2 1 積込み又は排出の日時	3 2 1 積込みを行つた港の名称又は施設の位置	3 2 1 処分を行つた港の名称又は受入施設の名 称及び位置	4 3 積み込み、又は処分した水バラストの概 量	5 処分の状況及び理由	6 処分が有害水バラスト汚染防止措置手引 書に従つて行われたかどうかの別	7 作業を行つた船舶職員の署名	2 1 積込み又は排出の日時	2 1 積込み又は排出の日時	3 2 1 積込みを行つた港の名称又は施設の位置	3 2 1 処分を行つた港の名称又は受入施設の名 称及び位置	4 3 積み込み、又は処分した水バラストの概 量	5 処分の状況及び理由	6 処分が有害水バラスト汚染防止措置手引 書に従つて行われたかどうかの別	7 作業を行つた船舶職員の署名	2 1 積込み又は排出の日時	2 1 積込み又は排出の日時	3 2 1 積込みを行つた港の名称又は施設の位置	3 2 1 処分を行つた港の名称又は受入施設の名 称及び位置	4 3 積み込み、又は処分した水バラストの概 量	5 処分の状況及び理由	6 処分が有害水バラスト汚染防止措置手引 書に従つて行われたかどうかの別	7 作業を行つた船舶職員の署名

込み又は水域への排
出

積み込み、又は排出した水バラストの概
量

- 4 積込み及び排出の状況及び理由
5 排出が有害水バラスト汚染防止措置手引
書に従つて行われたかどうかの別
6 作業を行つた船舶職員の署名

2 前項の規定によるほか、有害水バラスト処理設備に故障その他の異常が発生した場合は、当該異常が発生した時刻及び原因並びに作動可能な状態になつた時刻を水バラスト記録簿に記載しなければならない。

3 前二項に規定する水バラスト記録簿への記載は、第一号の九の五様式によるものとする。

4 法第十七条の四第二項に規定する者は、第一項の表第四号上欄に掲げる作業が行われた場合は、その都度、当該作業に関する事実を証する書類を水バラスト記録簿に添付しなければならない。

(湖沼等における適用等)

第十二条の十四の十七 第十二条の十四の四の規定は令第九条の四第一号の国土交通省令で定める要件について、第十二条の十四の五の規定は令第九条の四第二号の国土交通省令で定める事項について、第十二条の十四の三第一項の規定は令第九条の四第三号の国土交通省令で定める船舟類について準用する。この場合において、第十二条の十四の三第一項第二号中「排出」とあるのは「湖沼等に流し、又は落とすこと」と、第十二条の十四の中「海域」とあるのは「湖沼等」と、同

(新設)

条第一号中「港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）に基づく港の区域（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号））とあるのは「漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）」と、「有害水バラストの排出」とあるのは「有害水バラスト湖沼等排出（令第九条の四に規定する有害水バラスト湖沼等排出をいう。次号及び次条において同じ。）」と、同条第二号中「有害水バラストの排出」とあり、及び第十二条の十四の五中「排出」とあるのは「有害水バラスト湖沼等排出」と、同条中「船舶」とあるのは「湖沼等において航行の用に供する船舟類」と読み替えるものとする。

前項において準用する第十二条の十四の三第一項第一号に掲げる船舟類に係る令第九条の四第三号の国土交通省令で定める措置は、特定水バラスト交換（第十二条の十四の三第二項第一号イ又はロに掲げる水域において、当該船舟類に積まれている水バラストを流し、又は落とし、代わりに当該水域の水を水バラストとして積み込むことをいう。第一号において同じ。）を行うための有害水バラスト湖沼等排出（令第九条の四に規定する有害水バラスト湖沼等排出をいう。以下この項において同じ。）については、次に掲げる要件を満たすための措置とする。

一 次のイからハまでのいづれかに掲げる方法により行う特定水バラスト交換のための有害水バラスト湖沼等排出であること。

イ 水バラストタンクに積載された水バラストの容積の九十五パーセント以上の量を流し、又は落とした後、同量以上の水バラストを積み込む方法

ロ 水バラストタンクに当該水バラストタンクの容量の三倍以上の

量の当該水域の水を積みながら流し、又は落とす方法

ハ イ又はロに類するものとして国土交通大臣が認める方法

二 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる要件に適合する有害水バラスト湖沼等排出であること。

イ 日本国の領海等において行われる有害水バラスト湖沼等排出

日本国の領海等の水域環境の保全に影響を及ぼすおそれが少なくかつ、当該領海等において有害水バラスト湖沼等排出を行うこととがやむを得ないものとして国土交通大臣及び環境大臣が定める要件に適合する有害水バラスト湖沼等排出であること。

ロ 船舶バラスト水規制管理条約締約国の領海等において行われる有害水バラスト湖沼等排出 当該船舶バラスト水規制管理条約締約国の政府が定める要件に適合する有害水バラスト湖沼等排出であること。

3

第十二条の十四の三第二項（第一号を除く。）の規定は第一項において準用する第十二条の十四の三第一項第一号に掲げる船舟類に係る令第九条の四第三号の国土交通省令で定める措置について、第十二条の十四の三第三項の規定は第一項において準用する第十二条の十四の三第一項第二号に掲げる船舟類に係る令第九条の四第三号の国土交通省令で定める措置について、第十二条の十四の三第四項の規定は第一項において準用する第十二条の十四の三第一項第二号に掲げる船舟類に係る令第九条の四第三号の国土交通省令で定める措置について、第十二条の十四の六の規定は令第九条の五において準用する令第九条の二の国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、第十二条の十四の三第二項第二号中「特定水バラスト交換を行つた後新たに水バラストを積み込むことなく行う有害水バラストの排出」とあるのは「特定水バラスト交換（第十二条の十四の十七第二項に規定する特定水バラスト交換をいう。以下この号において同じ。）を行つた後新たに水バラストを積み込むことなく行う有害水バラスト湖沼

等排出（令第九条の四に規定する有害水バラスト湖沼等排出をいう。）

以下この号及び第十二条の十四の六において同じ。」と、同号の表第一号中「第一号イ」とあるのは「第十二条の十四の三第二項第一号イ」と、同表第一号及び第二号中「第一号の表第一号下欄イ」とあるのは「第十二条の十四の十七第二項第一号」と、「有害水バラストの排出」とあるのは「有害水バラスト湖沼等排出」と、同表第二号中「第一号ロ」とあるのは「第十二条の十四の三第二項第一号ロ」と、同条第三項及び第四項中「排出し」とあるのは「湖沼等に流し、又は落とし」と、第十二条の十四の六中「排出」とあるのは「有害水バラスト湖沼等排出」と、「する船舶」とあるのは「する湖沼等において航行の用に供する船舟類」と読み替えるものとする。

第十二条の十四の七から第十二条の十四の十一までの規定は法第七条の六において準用する法第十七条第二項第五号の承認について、第十二条の十四の十二の規定は法第十七条の六において準用する法第十七条の二第一項の国土交通省令で定める湖沼等において航行の用に供する船舟類について、第十二条の十四の十三の規定は法第十七条の六において準用する法第十七条の三第一項の国土交通省令で定める湖沼等において航行の用に供する船舟類について、第十二条の十四の十五の規定は法第十七条の六において準用する法第十七条の三第一項の有害水バラスト汚染防止管理者について、第十二条の十四の十五の規定は法第十七条の六において準用する法第十七条の四第一項の国土交通省令で定める湖沼等において航行の用に供する船舟類について、第十二条の十四の十六の規定は法第十七条の六において準用する法第十七条の四第二項の有害水バラスト湖沼等排出その他の水バラスト扱いに関する作業で国土交通省令で定めるもの及び同項の水バラスト記録簿への記載について準用する。この場合において、第十二条の十

四の七の見出し、同条第三項及び第四項、第十二条の十四の十一第一号、第十二条の十四の十二第五号並びに第十二条の十四の十三第二号中「有害水バラストの排出」とあるのは「有害水バラスト湖沼等排出」と、第十二条の十四の七（見出しを含む。）中「海洋」とあるのは「湖沼等」と、同条の見出し及び同条第一項並びに第十二条の十四の九中「船舶」とあるのは「湖沼等において航行の用に供する船舟類」と、第十二条の十四の七第一項中「有害水バラストの排出」とあるのは「有害水バラスト湖沼等排出（令第九条の四に規定する有害水バラスト湖沼等排出をいう。以下同じ。）」と、「排出しよう」とあるのは「湖沼等に流し、又は落とそう」と、同条第四項中「法第十七条の二第四項」とあるのは「法第十七条の六において準用する法第十七条の二第四項」と、「排出される」とあるのは「湖沼等に流し、又は落とされる」と、第十二条の十四の十第一項、第三項及び第四項並びに第十二条の十四の十一中「第十二条の十四の八第一項」とあるのは「第十二条の十四の十七第四項において準用する第十二条の十四の八第一項」と、第十二条の十四の十二第三号中「排出しない」とあるのは「流し、又は落とさない」と、同条第五号中「法第十七条第二項第二号」とあるのは「法第十七条の六において準用する法第十七条第二項第二号」と、第十二条の十四の十五中「第十二条の十四の十三」とあるのは「第十二条の十四の十七第四項において準用する第十二条の十四の十三」と、第十二条の十四の十六第一項の表第三号中「の排出」とあるのは「を流し、又は落とすこと」と、同表第三号及び第五号中「排出の」とあるのは「流し、又は落とすこと」と、「排出を」とあるのは「流し、又は落とすことを」と、「排出した」とあるのは「流し、又は落とした」と、「排出が」とあるのは「流し、又は落とすことが」と、同表第五号中「の排出」とあるのは「流し、又は落とす

こと」と、様式第一号の九の二、様式第一号の九の三及び様式第一号の九の四中「使用船舶」とあるのは「使用船舟類」と読み替えるものとする。

第二章の五 海洋施設及び航空機からの油及び廃棄物の排出の規制

(新設)

(海洋の汚染の防止に関する試験等のためにする航空機からの油の排出の承認の申請等)

第十二条の十五 第八条の四から第八条の八までの規定は、法第十八条第四項において準用する法第四条第四項の承認について準用する。この場合において、第八条の四第一項中「法第四条第四項」とあるのは「法第十八条第四項において準用する法第四条第四項」と、「船舶」とあるのは「航空機」と、同条第二項中「第一号様式」とあるのは「第一号の六様式」と、第八条の五第一項中「法第四条第四項」とあるのは「法第十八条第四項において準用する法第四条第四項」と、「船舶」とあるのは「航空機」と、同条第二項中「第一号様式」とあるのは「第一号の九の二様式」と、第八条の五第一項中「法第四条第四項」とあるのは「法第十八条第四項において準用する法第四条第四項」と、「船舶」とあるのは「航空機」と読み替えるものとする。

(海洋施設からの廃棄物排出の確認の申請)

第十二条の十六 法第十八条の二第二項の確認の申請書は、第一号の九の八様式によるものとする。

2~4 (略)

(海洋施設からの廃棄物排出の確認の申請)

第十二条の十六 法第十八条の二第二項の確認の申請書は、第一号の九の四様式によるものとする。

2~4 (略)

第二章の六 船舶からの排出ガスの放出の規制

第二章の四 船舶からの排出ガスの放出の規制

第二章の七 船舶及び海洋施設における油、有害液体物質等及び廃棄物の焼却の規制等

第二章の五 船舶及び海洋施設における油、有害液体物質等及び廃棄物の焼却の規制等

(特定遵守事項)

第十二条の十八 法第十九条の五十一第一項の国土交通省令で定める遵守すべき事項は、次の各号に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項とする。

一 油

- イ 令第一条の九第一項に規定する排出基準
- ロ 令第一条の十第一項に規定する排出基準

ハ・ニ (略)

二 有害液体物質

- イ 令第一条の十二第一項及び第二項に規定する排出基準

ロ (略)

三 有害水バласт

- イ 令第九条に規定する基準

ロ 技術基準省令第三十五条第三項第二号（同号ロを除く。）に規定する事項

四・五 (略)

第四章 海洋の汚染及び海上災害の防止措置

(法第三十九条の三ただし書の国土交通省令で定める海域)

第三十三条の六 法第三十九条の三ただし書の国土交通省令で定める海域は、次に掲げる海域とする。

(特定遵守事項)

第十二条の十八 法第十九条の五十一第一項の国土交通省令で定める遵守すべき事項は、次の各号に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項とする。

一 油

- イ 令第一条の八第一項に規定する排出基準
- ロ 令第一条の九第一項に規定する排出基準

ハ・ニ (略)

二 有害液体物質

- イ 令第一条の十一第一項及び第二項に規定する排出基準

ロ (略)

(新設)

三・四 (略)

第四章 海洋の汚染及び海上災害の防止措置

(法第三十九条の三ただし書の国土交通省令で定める海域)

第三十三条の六 法第三十九条の三ただし書の国土交通省令で定める海域は、次に掲げる海域とする。

一 港則法に基づく港の区域（次号から第五号までに掲げる海域に含まるものを除く。）

二～五（略）

第五章 雜則

（立入検査の身分証明書）

第三十九条（略）

2 法第四十八条第十一項の職員の身分を示す証明書（海上保安官及び海上保安官補に係るものを除く。）は、第七号の二様式によるものとする。

（権限の委任）

第四十一条（略）

2 法に規定する国土交通大臣の権限で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる地方運輸局長が行う。

権	限	地方運輸局長
一（略）	（略）	（略）

（立入検査の身分証明書）

第三十九条（略）

2 法第四十八条第九項の職員の身分を示す証明書（海上保安官及び海上保安官補に係るものを除く。）は、第七号の二様式によるものとする。

（権限の委任）

第四十一条（略）

2 法に規定する国土交通大臣の権限で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる地方運輸局長が行う。

権	限	地方運輸局長
一（略）	（略）	（略）

二 法第三十四条及び法第三十五条に規定する権限並びに法第四十八条第二項及び第七項に規定する権限（自家用廃油処理施設の設置者に関するものに限る。）

二 法第三十四条及び法第三十五条に規定する権限並びに法第四十八条第一項及び第五項に規定する権限（自家用廃油処理施設の設置者に関するものに限る。）

3

法に規定する国土交通大臣の権限で次の表の上欄に掲げるものは、
 それぞれ同表の下欄に掲げる地方整備局長、北海道開発局長又は地方
 運輸局長も行うことができる。

		地方整備局長、北海道 開発局長又は地方運輸 局長	権 限	
		地方整備局長、北海道 開発局長又は地方運輸 局長	権 限	
一	(略)	(略)		
二	法第三十条第三項並びに法第四十八条第 二項及び第七項に規定する権限（港湾管理 者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者に 関するものに限る。）	(略)		
三	法第四十条の二第二項、法第四十八条第 五項及び第九項並びに法第四十九条の二に 規定する権限（油保管施設等の油濁防止緊 急措置手引書等に関するものに限る。）	(略)		
四	法第四十八条第一項及び第六項に規定す る権限	当該有害水バラスト処 理設備製造者等の事務 所又は事業所の所在地 (以下この号及び第五 項において「有害水バ ラスト」)		

3

法に規定する国土交通大臣の権限で次の表の上欄に掲げるものは、
 それぞれ同表の下欄に掲げる地方整備局長、北海道開発局長又は地方
 運輸局長も行うことができる。

		地方整備局長、北海道 開発局長又は地方運輸 局長	権 限	
		地方整備局長、北海道 開発局長又は地方運輸 局長	権 限	
一	(略)	(略)		
二	法第三十条第三項並びに法第四十八条第 一項及び第五項に規定する権限（港湾管理 者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者に 関するものに限る。）	(略)		
三	法第四十条の二第二項、法第四十八条第 四項及び第七項並びに法第四十九条の二に 規定する権限（油保管施設等の油濁防止緊 急措置手引書等に関するものに限る。）	(略)		
四	(新設)	(新設)		

ラスト処理設備製造者等の所在地」) といふ

。) を管轄する地方運

輸局長(当該有害水バ
ラスト処理設備製造者等の所在地が本邦外で

あるときは、関東運輸

局長)

五 法第四十八条第四項(海洋施設(粉碎装

置に限る。)又は航空機に関するものを除く。)及び法第四十八条第九項(油保管施

設等の油濁防止緊急措置手引書等及び海洋施設に設置される粉碎装置に関するものを除く。)に規定する権限

(略)

四 法第四十八条第三項(海洋施設(粉碎装

置に限る。)又は航空機に関するものを除く。)及び法第四十八条第七項(油保管施

設等の油濁防止緊急措置手引書等及び海洋施設に設置される粉碎装置に関するものを除く。)に規定する権限

(略)

六 法第四十八条第五項(油保管施設等の油

濁防止緊急措置手引書等に関するものを除く。)及び第十項に規定する権限

(略)

五 法第四十八条第四項(油保管施設等の油

濁防止緊急措置手引書等に関するものを除く。)及び第八項に規定する権限

(略)

七 (略)

(略)

4 (略)

第三項の規定により地方運輸局長ができることがとされた

権限のうち同項の表第一号及び第四号の上欄に掲げるもの並びに同表

第五号及び第七号の上欄に掲げるもの(海洋汚染防止設備等、大気汚

4 (略)

第三項の規定により地方運輸局長ができることがとされた

権限のうち同項の表第一号の上欄に掲げるもの並びに同表第四号及び

第六号の上欄に掲げるもの(海洋汚染防止設備等、大気汚染防止検査

染防止検査対象設備、海洋汚染等防止証書、海洋汚染等防止検査手帳、海洋汚染
、海洋汚染防止条約証書等、ふん尿処理装置及び船舶に設置される粉
碎装置に関するものに限る。)は、当該船舶の所在地又は有害水バラ
スト処理設備製造者等の所在地が運輸支局等の管轄区域内に存すると
きは、当該所在地を管轄する運輸支局等の長も行うことができる。

6 法に規定する海上保安庁長官の権限で、次の表の上欄に掲げるもの
は、それぞれ同表の下欄に掲げる管区海上保安部長が行う。

			管区海上保安本部長
一～七 (略)	(略)	(略)	管区海上保安本部長
八 法第四十八条第四項に規定する権限 (第 三十八条第一項の表第四号に係るものに限 る。)	(略)	(略)	管区海上保安本部長
九 法第四十八条第五項に規定する権限	(略)	(略)	管区海上保安本部長

7～9 (略)

第一号の九の一様式

第一号の九の三様式

対象設備、海洋汚染等防止証書、海洋汚染等防止検査手帳、海洋汚染
防止条約証書等、ふん尿処理装置及び船舶に設置される粉碎装置に関
するものに限る。)は、当該船舶の所在地が運輸支局等の管轄区域内
に存するときは、当該所在地を管轄する運輸支局等の長も行うことが
できる。

6 法に規定する海上保安庁長官の権限で、次の表の上欄に掲げるもの
は、それぞれ同表の下欄に掲げる管区海上保安部長が行う。

			管区海上保安本部長
一～七 (略)	(略)	(略)	管区海上保安本部長
八 法第四十八条第三項に規定する権限 (第 三十八条第一項の表第四号に係るものに限 る。)	(略)	(略)	管区海上保安本部長
九 法第四十八条第四項に規定する権限	(略)	(略)	管区海上保安本部長

7～9 (略)

(新設)

(新設)

第一号の九の四様式

(新設)

第一号の九の五様式

(新設)

第一号の九の六様式

(略)

第一号の九の七様式

(略)

第一号の九の八様式

(略)

第七号様式

第七号様式

第七号の二様式

第七号の二様式

第一号の九の二様式

(略)

第一号の九の三様式

(略)

第一号の九の四様式

(略)

第七号様式

第七号様式

第七号の二様式

第七号の二様式

← 9センチメートル	第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者	は、三十万円以下の罰金に処する。
↓ 6センチメートル		←
← 9センチメートル	第五十九条の十五第三項(第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。)、第十九条の四十九第二項又は第四十三条の九第一項において準用する場合を含む。)、第十九条の四十九第三項(第十九条の三十三第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する船	船舶安全法第二十五条の六十一第一項の規定により る検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
↓ 6センチメートル		←
← 9センチメートル	第七十九条の十五第三項(第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。)、第十九条の四十九第二項又は第四十三条の九第一項において準用する船	船舶安全法第二十五条の六十一第一項の規定により る検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第7号の2様式(第39条関係)

(表)

第7号の2様式(第39条関係)

(表)

立入検査証 第号	官職 氏名	年月日生
6センチメートル	24センチメートル	35センチメートル
<p>6項目であることを證明する。</p> <p>6項目であることを證明する。</p> <p>6項目であることを證明する。</p>		
<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第48条第6項、職員であることを證明する。</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第48条第7項及び第8項の規定により立入検査をする職員であることを證明する。</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第48条第7項及び第9項及び第10項の規定により立入検査をする職員であることを證明する。</p>		
年月日 限り有効	年月日 限り有効	年月日 限り有効
9センチメートル	9センチメートル	9センチメートル
印		

立入検査証 第号	官職 氏名	年月日生
6センチメートル	24センチメートル	35センチメートル
<p>6項目であることを證明する。</p> <p>6項目であることを證明する。</p> <p>6項目であることを證明する。</p>		
<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第48条第5項、職員であることを證明する。</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第48条第6項及び第7項の規定により立入検査をする職員であることを證明する。</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第48条第7項及び第8項の規定により立入検査をする職員であることを證明する。</p>		
年月日 限り有効	年月日 限り有効	年月日 限り有効
9センチメートル	9センチメートル	9センチメートル
印		

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）

（傍線部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
		目次	目次
第一章～第八章	(略)	第一章～第八章 (略)	第一章～第八章 (略)
第九章 ふん尿等排出防止設備 (第三十六条～第四十条)		第九章 ふん尿等排出防止設備 (第三十六条～第四十条)	第九章 ふん尿等排出防止設備 (第三十六条～第四十条) (新設)
第九章の二 有害水バラスト処理設備 (第四十条の二)		第十章～第十三章 (略)	第十章～第十三章 (略)
第十章～第十三章 (略)		附則	附則
（海洋汚染防止緊急措置手引書等）		（海洋汚染防止緊急措置手引書等）	（海洋汚染防止緊急措置手引書等）
第三十五条 (略)		第三十五条 (略) (新設)	第三十五条 (略) (新設)
法第十七條の三第四項において準用する法第七條の二第二項の国土交通省令で定める有害水バラスト汚染防止措置手引書の作成に関する技術上の基準は、次のとおりとする。			
一 当該船舶の船舶職員が使用する言語により作成されていること。			
二 次に掲げる事項が定められていること。			
イ 船舶及び当該船舶の船舶内にある船員その他の者の安全の確保に関する事項			
ロ 有害水バラスト汚染防止管理者の氏名又は職名			
ハ 有害水バラストの取扱いに関する作業を行う者が、有害水バラストの不適正な排出を防止するためによるべき措置に関する事項			
二 日本国又は船舶バラスト水規制管理条約締約国の政府と有害水			

バラストの不適正な排出について調整するための手続に関する事項

4 前項の規定は、法第十七条の六において準用する法第十七条の三第四項において準用する法第七条の二第二項の国土交通省令で定める有害水バラスト汚染防止措置手引書の作成に関する技術上の基準について準用する。この場合において、第一号及び第二号イ中「船舶の」とあるのは「湖沼等において航行の用に供する船舟類の」と、同号イ中「船舶及び」とあるのは「湖沼等において航行の用に供する船舟類及び」と、「船舶内」とあるのは「船舟類内」と、同号ハ及びニ中「有害水バラストの不適正な排出」とあるのは「不適正な有害水バラスト湖沼等排出」と読み替えるものとする。

5 (略)

3 (略)

(新設)

第九章の二 有害水バラスト処理設備

(新設)

第四十条の二 法第十七条の二第二項第一号の国土交通省令で定める有害水バラスト処理設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 船舶内の有害水バラストの処理のための十分な能力を有するものであること。

二 水平面から任意の方向に二十二度・五度傾斜している状態においてもその性能に支障を生じないものであること。

三 船舶の航行中における動搖、振動等によりその性能に支障を生じないものであること。

四 作動を自動的に制御すること。

五 作動状態を記録することができ、かつ、当該記録に係る日時が明

らかになる記録装置を備えていること。

六 故障その他の異常が生じた場合において、可視可聴の警報を発するものであること。

2 法第十七条の二第五項の国土交通省令で定める有害水バラスト処理設備の設置に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 点検及び整備が容易にできる場所に設置されること。
- 二 当該船舶の船舶内にある船員その他の者の安全の確保に係る措置が講じられていること。

3 船舶所有者は、有害水バラスト処理設備を設置する場合にあつては、水バラストの取入口と当該有害水バラスト処理設備との間のバラスト管及び当該有害水バラスト処理設備と水バラストの排出口との間のバラスト管のうちできる限り当該水バラストの排出口の近くの場所その他地方運輸局長が指示する場所に、当該有害水バラスト処理設備が適切に作動するものであることを確認するために必要な水バラストを採取するための水バラスト採取口を設置しなければならない。

4 第一項の規定は法第十七条の六において準用する法第十七条の二第二項第一号の国土交通省令で定める有害水バラスト処理設備の技術上の基準について、第二項の規定は法第十七条の六において準用する法第十七条の二第五項の国土交通省令で定める有害水バラスト処理設備の設置に関する技術上の基準について準用する。この場合において、第一項第一号及び第三号中「船舶」とあるのは「湖沼等において航行の用に供する船舟類」と、第二項第二号中「船舶の船舶内」とあるのは「湖沼等において航行の用に供する船舟類の船舟類内」と読み替えるものとする。

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第一章の二 有害水バラスト処理設備の型式指定等 (第一条の二—第一 一条の二の十八)</p> <p>第一章の三 放出量確認及び原動機取扱手引書の承認 (第一条の二—第 十九—第一条の十一)</p> <p>第一章の四 (略)</p> <p>第一章の五 (略)</p> <p>第一章の六 (略)</p> <p>第一章の七 (略)</p> <p>第二章～第五章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第一章の二 有害水バラスト処理設備の型式指定等</p> <p>(新設)</p> <p>(設備確認の申請)</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第一章の二 放出量確認及び原動機取扱手引書の承認 (第一条の二— 第一条の十一)</p> <p>第一章の三 (略)</p> <p>第一章の四 (略)</p> <p>第一章の五 (略)</p> <p>第一章の六 (略)</p> <p>第二章～第五章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第一章の二 有害水バラスト処理設備の型式指定等 (第一条の二—第一 一条の二の十八)</p> <p>第一章の三 放出量確認及び原動機取扱手引書の承認 (第一条の二—第 十九—第一条の十一)</p> <p>第一章の四 (略)</p> <p>第一章の五 (略)</p> <p>第一章の六 (略)</p> <p>第一章の七 (略)</p> <p>第二章～第五章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第一章の二 有害水バラスト処理設備の型式指定等</p> <p>(新設)</p> <p>(設備確認の申請)</p>
<p>第一条の二 法第十七条の二第二項第一号の確認 (同条第三項に規定す る同条第二項第一号の確認に相当する確認を含む。以下「設備確認」 といふ。) の申請は、設備確認申請書を国土交通大臣に提出して行わ</p> <p>【参考：海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規 則（昭和五十八年八月二十四日運輸省令第四十一号）】</p> <p>(型式承認の申請)</p> <p>第五条 型式承認を受けようとする者は、型式承認申請書（第一号様式 ）を国土交通大臣に提出しなければならない。</p>	

なければならない。

前項の設備確認申請書は、第一号様式によるものとする。

設備確認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該有害水バラスト処理設備の製造仕様書、その構造を示す図面

並びに性能、形状、構造及び材料（以下「性能等」という。）並びに使用方法に

に使用方法に関する説明書

二 当該有害水バラスト処理設備が有害水バラスト処理設備技術基準

に適合していることを説明する書類

国土交通大臣は、前項に規定するもののほか設備確認のため必要な

書類の提出を求め、又は同項に規定する書類の一部についてその提出を免除することができる。

（設備確認試験）

第一条の二の二 設備確認の申請をした者は、当該有害水バラスト処理設備が有害水バラスト処理設備技術基準に適合するものであるかどうかを判定するためその性能等について国土交通大臣の行う設備確認試験を受けなければならない。

国土交通大臣は、前条第三項第二号に掲げる書類の内容を勘案し差し支えないと認めるときは、前項の設備確認試験の全部又は一部を免除することができる。

型式承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該型式の物件の製造仕様書、その構造を示す図面並びに性能、

形状、構造及び材料（以下「性能等」という。）並びに使用方法に

関する説明書

二 当該物件の型式が法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の

二第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の三十五の四第二項に規定する技術上の基準に適合していることを説明する書類

三・四（略）

国土交通大臣は、前項に規定するもののほか型式承認のため必要な書類の提出を求め、又は同項に規定する書類の一部についてその提出を免除することができる。

（型式承認試験）

第六条 型式承認の申請をした者は、当該物件の型式が法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の三十五の四第二項に規定する技術上の基準に適合するものであるかどうかを判定するためその性能等について国土交通大臣の行う型式承認試験を受けなければならない。

国土交通大臣は、前条第三項第二号に掲げる書類の内容を勘案し差し支えないと認めるときは、前項の型式承認試験を受ける場合において当該型式承認試験に必要な数量の当該型式の物件又はその材料を提出しなければならない。

国土交通大臣は、前条第二項第二号に掲げる書類の内容を勘案し差し支えないと認めるときは、第一項の型式承認試験の全部又は一部を免除することができる。

(設備確認書の交付)

第一条の二の三 国土交通大臣は、設備確認をしたときは、設備確認書(第一号)を交付する。

2 前項の設備確認書は、第一号の二様式によるものとする。

(型式承認書の交付)

第七条 国土交通大臣は、型式承認をしたときは、型式承認書(第一号様式)を交付する。

(有害水バラスト処理設備証明書の交付)

第一条の二の四 法第十七条の二第二項第二号の国土交通省令で定める

困難な事由は、次に掲げる事由とする。

一 有害水バラスト処理設備証明書の交付を受けていない有害水バラスト処理設備が設置された船舶から当該有害水バラスト処理設備を取り外して型式指定(法第十七条の七第一項の規定による型式)についての指定をいう。以下同じ。)を受けることが困難なとき。

二 前号に掲げるもののほか、有害水バラスト処理設備が船舶に設置される前に有害水バラスト処理設備証明書の交付を受けることが困難であると国土交通大臣が認めたとき。

(設備確認の準用)

第一条の二の五 第一条の二から第一条の二の三までの規定は法第十七

条の六において準用する法第十七条の二第二項第一号の確認(法第十七条の六において準用する法第十七条の二第二項第三項に規定する同条第二項第一号の確認に相当する確認を含む。)について、前条の規定は法第十七条の六において準用する法第十七条の二第二項第二号の国土交通省令で定める困難な事由について準用する。この場合において、前条第一号及び第二号中「船舶」とあるのは「湖沼等において航行の用に供する船舟類」と読み替えるものとする。

(新設) 【参考・海防法検査規則】

(放出量確認を受けることが困難な事由)

第一条の四 法第十九条の四第一項ただし書の国土交通省令で定める困難な事由は、次に掲げる事由とする。

一 國際大気汚染防止原動機証書の交付を受けていない原動機が設置された船舶から当該原動機を取り外して放出量確認を実施することが困難なとき。

二 前号に掲げるもののほか、原動機が船舶に設置される前に放出量

確認を受けることが困難であると地方運輸局長(船舶又は物件が本邦にある場合にあつては当該船舶又は物件の所在地を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下同じ。)(運輸支局(地方運

輸局組織規則(平成十四年国土交通省令第七十三号)別表第二第一号に掲げる運輸支局(福岡運輸支局を除く。)を除く。)、同令別

表第五第二号に掲げる海事事務所又は内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務

のうち国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するもの(以下「運輸支局等」という。)の長を含む。以下第四十四条までにおいて同じ。)、船舶又は物件が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。以下第四

十四条までにおいて同じ。) が認めたとき。

(新設)

【参考・海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則(昭和五十八年八月二十四日運輸省令第四十一号)】

(型式承認)

第一条の二の六 型式指定は、有害水バラスト処理設備の型式ごとに行う。

(型式指定)

第一条の二の七 法第十七条の七第一項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

(有害水バラスト処理設備製造者等)

第一条の二の七 法第十七条の七第一項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 有害水バラスト処理設備証明書の交付を受けていない有害水バラスト処理設備であつて船舶(湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。次号、第二条第四項、第五項及び第七項、第三条第一項、第六条第一項第二号及び第二項第一号、第十四条第二項、第十五条第三項第三号、第十六条第二号及び第三号、第二十一条第一項第一号、第二十四条第二項、第二十七条第二項第一号、第二十九条第二項の表第二号及び第四号(同号下欄口を除く。)、第三十二条第一号、第二号及び第五号、第三十四条第一項、第四十四条第一項第二号並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項において同じ。)に設置される前のものを輸入する者
- 二 有害水バラスト処理設備証明書の交付を受けていない有害水バラスト処理設備が設置された船舶を輸入する者

第一条の三 法第十九条の四第一項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

(新設) 【参考・検査規則】

(原動機製作者等)

第一条の三 法第十九条の四第一項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 國際大気汚染防止原動機証書の交付を受けていない原動機であつて船舶に設置される前のものを輸入する者
- 二 國際大気汚染防止原動機証書の交付を受けていない原動機が設置された船舶を輸入する者
- 三 原動機を製作することを業とする者以外の者であつて原動機を製作又は改造するもの

三 有害水バースト処理設備を製造することを業とする者以外の者であつて有害水バースト処理設備を製造又は改造するもの

(型式指定の申請)

第一条の二の八 型式指定を受けようとする者は、型式指定申請書（第一号の二の二様式）を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 型式指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該型式の有害水バースト処理設備の製造仕様書、その構造を示す図面並びに性能等及び使用方法に関する説明書

二 当該型式の有害水バースト処理設備が有害水バースト処理設備技術基準に適合していることを説明する書類

三 当該型式の有害水バースト処理設備が均一性を有するものであるかどうかを確認するために行う検査（以下「均一性確認検査」といいう。）に係る業務組織及び均一性確認検査の実施要領を記載した書類

3 土交通大臣は、前項に規定するもののほか型式指定のため必要な書類の提出を求め、又は同項に規定する書類の一部についてその提出を免除することができる。

(型式指定試験)

第一条の二の九 型式指定の申請をした者は、当該有害水バースト処理

【参考：海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年八月二十四日運輸省令第四十一号）】

(型式承認の申請)

第五条 型式承認を受けようとする者は、型式承認申請書（第一号様式）を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 型式承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該型式の物件の製造仕様書、その構造を示す図面並びに性能、形狀、構造及び材料（以下「性能等」という。）並びに使用方法に関する説明書

二 当該物件の型式が法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の三十五の四第二項に規定する技術上の基準に適合していることを説明する書類

三 当該型式の物件又はこれに類するものの製造の実績を記載した書類

四 当該型式の物件の製造に必要な事業場の施設の概要及びその配置を示す書類

3 土交通大臣は、前項に規定するもののほか型式承認のため必要な書類の提出を求め、又は同項に規定する書類の一部についてその提出を免除することができる。

(型式承認試験)

第六条 型式承認の申請をした者は、当該物件の型式が法第五条第四項

設備の型式が有害水バラスト処理設備技術基準に適合するものであるかどうかを判定するためその性能等について国土交通大臣の行う型式指定試験を受けなければならぬ。

2 国土交通大臣は、前条第二項第二号に掲げる書類の内容を勘案し差し支えないと認めるときは、前項の型式指定試験の全部又は一部を免除することができる。

(均一性確認検査の記録の保存)

第一条の二の十 型式指定を受けた者は、当該型式指定有害水バラスト処理設備が指定を受けた型式としての性能等を有するようになればならない。この場合において、当該型式指定を受けた者は、当該型式指定有害水バラスト処理設備に係る均一性確認検査の結果を検査の日から五年間保存しなければならない。

(型式指定書の交付)

第一条の二の十一 国土交通大臣は、型式指定をしたときは、型式指定書(第一号の二の三様式)を交付する。

(型式の変更の承認)

第一条の二の十二 型式指定を受けた者は、当該型式指定有害水バラスト処理設備の型式について、有害水バラスト処理設備技術基準に係る性能等に影響を及ぼす変更をしようとするときは、変更承認申請書(

、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の三十五の四第二項に規定する技術上の基準に適合するものであるかどうかを判定するためその性能等について国土交通大臣の行う型式承認試験を受けなければならない。

2 型式承認の申請をした者は、前項の型式承認試験を受ける場合において当該型式承認試験に必要な数量の当該型式の物件又はその材料を提出しなければならない。

3 国土交通大臣は、前条第二項第二号に掲げる書類の内容を勘案し差し支えないと認めるときは、第一項の型式承認試験の全部又は一部を免除することができる。

(新設)

第七条 国土交通大臣は、型式承認をしたときは、型式承認書(第二号様式)を交付する。

(型式の変更の承認)

第八条 型式承認を受けた者は、当該型式承認を受けた物件の型式について、法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の三十五の四第二項に規定する技術

第一号の二の四様式) を国土交通大臣に提出し、その承認(以下「変更承認」という。)を受けなければならない。ただし、当該変更が有害水バラスト処理設備技術基準に係る性能等に大きな影響を及ぼすものであると国土交通大臣が認める場合にあつては、国土交通大臣の指示するところによるものとする。

2 | 変更承認申請書には、第一条の二の八第二項第一号及び第二号に掲げる書類のうち当該変更に係るもの添付しなければならない。

3 | 国土交通大臣は、前項に規定するもののほか変更承認のため必要な書類の提出を求め、又は同項に規定する書類の一部についてその提出を免除することができる。

4 | 変更承認を受けようとする者は、当該変更をしようとする事項について、第一条の二の九第一項に規定する型式指定試験に相当する試験(次項において「相当試験」という。)を受けなければならない。

5 | 国土交通大臣は、第二項に掲げる書類(第一条の二の八第二項第二号に係るものに限る。)の内容を勘案し差し支えないと認めるときは、相当試験の全部又は一部を免除することができる。

(型式の変更等の届出)

第一条の二の十三 型式指定を受けた者(第三号に掲げる場合にあつては、その相続人又は清算人)は、第一号に掲げる場合にあつては変更しようとする事項及びその理由を記載した書面によりあらかじめ、第一号から第六号までに掲げる場合にあつてはその旨を速やかに、国土交通大臣に届け出なければならない。

一 当該型式指定有害水バラスト処理設備の型式について、有害水バラスト処理設備技術基準に係る性能等に影響を及ぼすことのない変更をしようとするとき。

上の基準に係る性能等に影響を及ぼすことの少ない変更をしようとするときは、型式変更承認申請書(第三号様式)を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 | 型式変更承認申請書には、第五条第二項第一号及び第二号に掲げる書類のうち当該変更に係るもの添付しなければならない。

(型式の変更等の届出)

第九条 型式承認を受けた者(第三号に掲げる場合にあつては、その相続人又は清算人)は、第一号に掲げる場合にあつては変更しようとする事項及びその理由を記載した書面によりあらかじめ、第一号から第六号までに掲げる場合にあつてはその旨を速やかに、国土交通大臣に届け出なければならない。

一 当該型式承認を受けた物件の型式について、法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の三十五の四第二項に規定する技術上の基準に係る性能等

- 二 当該型式指定を受けた者の氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地に変更があつたとき。
- 三 当該型式指定を受けた者が死亡し、又は解散したとき。
- 四 当該型式指定有害水バラスト処理設備の製造、輸入若しくは改造又は当該型式指定有害水バラスト処理設備が設置された船舶の輸入（以下「製造等」という。）に係る事業を廃止したとき。
- 五 均一性確認検査に係る業務組織又は均一性確認検査の実施要領を変更したとき。

（型式指定の失効及び取消し）

- 第一条の二の十四 型式指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、型式指定は、その効力を失う。ただし、効力を失う日までに製造等が行われた当該型式指定有害水バラスト処理設備については、この限りでない。

一 死亡し、又は解散したとき。

- 二 当該型式指定有害水バラスト処理設備の製造等に係る事業を廃止したとき。

三 型式指定を辞退したとき。

- 2 國土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、その型式指定を取り消し、又はその他の必要な処分をすることができる。この場合において、第四号に掲げる場合にあつては取消しの日までに、第五号に掲げる場合にあつては國土交通大臣が定める期間に製造等が行われた当該型式指定有害水バラスト処理設備については取消しの効力は及ばないものとする。

- 一 当該型式指定有害水バラスト処理設備が、有害水バラスト処理設

に影響を及ぼすことのない変更をしようとするとき。

- 二 当該型式承認を受けた者の氏名若しくは名称又は住所に変更があつたとき。

- 三 当該型式承認を受けた者が死亡し、又は解散したとき。

- 四 当該型式の物件を製造する事業場の名称又は所在地に変更があつたとき。

- 五 当該型式の物件の製造に必要な事業場の施設のうち主要なものに変更があつたとき。

- 六 当該型式の物件の製造に係る事業を廃止したとき。

（型式承認の失効及び取消し）

- 第十一条 型式承認を受けた者が次の各号の一に該当するときは、型式承認は、その効力を失う。

一 死亡し、又は解散したとき。

- 二 当該型式の物件の製造に係る事業を廃止したとき。

三 型式承認を辞退したとき。

- 2 國土交通大臣は、次の各号の一に該当するときは、その型式承認を取り消し、又はその他の必要な処分をすることができる。

- 三 型式承認を辞退したとき。

- 一 当該物件の型式が、法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条

備技術基準の改正によつて、これに適合しなくなつたとき。

の二第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の三十五の四第二項に規定する技術上の基準の改正によつて、これに適合しなくなつたとき。

二 当該型式指定有害水バラスト処理設備が均一性を有するものでなく

くなつたと認められるとき。

三 型式指定を受けた者が第一条の二の十二第一項又は前条の規定に違反したとき。

四 型式指定を受けた者が、当該型式指定有害水バラスト処理設備を引き続き相当期間製造等しないとき。

五 その他国土交通大臣が特に必要があると認めるとき。

二 型式承認を受けた者が当該型式に適合する物件を製造する能力を有しなくなつたと認められるとき。

三 型式承認を受けた者が当該型式の物件の検定に関し、不正の行為をしたとき。

四 型式承認を受けている者が当該型式承認に係る物件の製造工事の能力について法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ二の認定を受けている場合において、当該型式承認及び認定に係る物件以外の物件に、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和五十八年運輸省令第四十号）第八条第三項に規定する標示を付したとき。

五 型式承認を受けた者が第八条第一項又は第九条の規定に違反したとき。

六 型式承認を受けた者が、当該型式の物件を引き続き相当期間製造しないとき。

七 その他国土交通大臣が特に必要があると認めるとき。

（公示）

第一条の二の十五 国土交通大臣は、次に掲げる場合は、その旨を公示するものとする。

一 型式指定をしたとき。

二 変更承認をしたとき。

三 前条第一項の規定により型式指定がその効力を失つたとき。

四 前条第二項の規定により型式指定を取り消し、又はその他の必要

（公示）

第十二条 国土交通大臣は、次に掲げる場合は、その旨を官報に公示するものとする。

一 型式承認をしたとき。

二 第八条第一項の規定による承認をしたとき。

三 前条第一項の規定により型式承認がその効力を失つたとき。

四 前条第二項の規定により型式承認を取り消したとき。

な処分をしたとき。

(有害水バラスト処理設備証明書の交付)

第一条の二の十六 型式指定を受けた者は、当該型式に係る有害水バラスト処理設備証明書を交付する場合には、当該型式指定有害水バラスト処理設備の購入者又は譲受者に交付するものとする。

(有害水バラスト処理設備証明書の様式)

第一条の二の十七 型式指定を受けた者が交付する有害水バラスト処理設備証明書は、第一号の二の五様式によるものとする。

(経由機関)

第一条の二の十八 第一条の二、第一条の二の八、第一条の二の十二及び第一条の二の十三の規定による国土交通大臣に対する書類の提出は、当該書類を提出する有害水バラスト処理設備製造者等の事務所又は事業所の所在地（以下この条において「有害水バラスト処理設備製造者等の所在地」という。）を管轄する地方運輸局長（当該有害水バラスト処理設備製造者等の所在地が本邦外にある場合にあつては、関東運輸局長）を経由して行うものとする。

(新設)
(標示)

第十条 型式承認を受けた者は、当該型式の物件の個々に当該物件の名称、型式、寸法、使用方法、製造年月、製造番号及び製造者の氏名又は名称若しくは記号を標示しなければならない。ただし、寸法又は使用方法を標示する必要がないと認められる物件については、その標示を省略することができる。

(新設)

第一章の三 放出量確認及び原動機取扱手引書の承認

第一章の二 放出量確認及び原動機取扱手引書の承認

(原動機の種類及び出力の基準)

第一条の二の十九 (略)

(窒素酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験等のための原動機に係る承認の申請等)

- 第一条の五 (略)
- 2 前項の承認申請書は、第一号の三様式によるものとする。
- 3 (略)

(承認証の交付)

- 第一条の五の二 (略)
- 2 前項の承認証は、第一号の二様式によるものとする。

3・4 (略)

(放出量確認等の引継ぎ又は委嘱)

- 第一条の八 放出量確認 (法第十九条の七第二項 (同条第三項において準用する場合を含む。) に規定する放出量確認に相当する確認を含む。以下この条から第一条の十一まで及び第四十五条において同じ。) 及び原動機取扱手引書の承認 (以下「放出量確認等」という。) を申請した者は、申請に係る原動機及び原動機取扱手引書 (以下「原動機等」という。) が当該放出量確認等を申請した地方運輸局長以外の地

(原動機の種類及び出力の基準)

第一条の二 (略)

(窒素酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験等のための原動機に係る承認の申請等)

- 第一条の五 (略)
- 2 前項の承認申請書は、第一号様式によるものとする。
- 3 (略)

(承認証の交付)

- 第一条の五の二 (略)
- 2 前項の承認証は、第一号の二様式によるものとする。

3・4 (略)

(放出量確認等の引継ぎ又は委嘱)

- 第一条の八 放出量確認 (法第十九条の七第二項 (同条第三項において準用する場合を含む。) に規定する放出量確認に相当する確認を含む。以下この条から第一条の十一まで及び第四十五条において同じ。) 及び原動機取扱手引書の承認 (以下「放出量確認等」という。) を申請した者は、申請に係る原動機及び原動機取扱手引書 (以下「原動機等」という。) が当該放出量確認等を申請した地方運輸局長以外の地

方運輸局長の管轄する区域内に移転した場合は、当該放出量確認等を申請した地方運輸局長に放出量確認等引継申請書（第一号の三の四様式）を提出して、当該原動機等の新たな所在地を管轄する地方運輸局长への放出量確認等の引継ぎを受けることができる。

2 (略)

(放出量確認等の申請)

第一条の九 放出量確認等を受けようとする者は、放出量確認等申請書（第一号の三の五様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。

第一章の四 国際大気汚染防止原動機証書

(国際大気汚染防止原動機証書)

第一条の十二 法第十九条の六の規定により交付する国際大気汚染防止原動機証書は、第一号の三の六様式によるものとする。

第一章の五 機構の小型船舶用原動機放出量確認等事務の実施等

第一章の六 二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標に係る確認

第一章の七 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書

第二章 檢査
第一節 通則

方運輸局長の管轄する区域内に移転した場合は、当該放出量確認等を申請した地方運輸局長に放出量確認等引継申請書（第一号の二の三様式）を提出して、当該原動機等の新たな所在地を管轄する地方運輸局长への放出量確認等の引継ぎを受けることができる。

2 (略)

(放出量確認等の申請)

第一条の九 放出量確認等を受けようとする者は、放出量確認等申請書（第一号の二の四様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。

第一章の三 国際大気汚染防止原動機証書

(国際大気汚染防止原動機証書)

第一条の十二 法第十九条の六の規定により交付する国際大気汚染防止原動機証書は、第一号の三様式によるものとする。

第一章の四 機構の小型船舶用原動機放出量確認等事務の実施等

第一章の五 二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標に係る確認

第一章の六 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書

第二章 檢査
第一節 通則

(検査対象船舶)

第二条 (略)

2・3 (略)

4 法第十七条の二第一項（法第十七条の六において準用する場合を含む。）に規定する設備（以下「有害水バラストの排出防止に関する設備」という。）に係る法第十九条の三十六の表の検査対象船舶の欄の国土交通省令で定める船舶は、一の国の内水、領海若しくは排他的經濟水域又は公海のみを航行する船舶以外の船舶であつて、総トン数四百トン以上のものとする。

5 法第十九条の三十六の表の検査対象船舶の欄の海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術上の基準に適合することについて、国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができると認められる船舶として国土交通省令で定めるものは、海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶その他国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができると認められる船舶として国土交通大臣が定める船舶とする。

(検査対象船舶)

第二条 (略)

2・3 (略)

(新設)

4 法第十九条の三十六の表の検査対象船舶の欄の海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術上の基準に適合することについて、国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができると認められる船舶として国土交通省令で定めるものは、海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶とする。

7| 6| (略)

第一項から第四項まで及び第六項の規定にかかるわらず、次に掲げる船舶（第四項に規定する場合にあつては、第三号に掲げるものを除く。）は、これらの規定に定める船舶に含まれないものとする。

一～四 (略)

(添付書類)

第二節 検査の申請手続

(添付書類)

第二節 検査の申請手続

(添付書類)

第六条 前条第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定期検査を初めて受ける場合は、次の書類（タンカー及び有害液体物質ばら積船以外の船舶（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）にあつてはイからハまでに掲げる書類に限る。）（大気汚染防止検査対象設備に係る書類については、当該設備を設置する船舶に限る。）

イ～ヘ（略）

二（略）

2～4（略）

第三節 検査の準備

（定期検査）

第八条 定期検査を受ける場合の準備は、次のとおりとする。

一～十五（略）

十六 海洋汚染防止緊急措置手引書等（船舶間貨物油積替作業手引書及び有害水バラスト汚染防止措置手引書を除く。）にあつては直ちにとるべき措置に係る設備の位置を確認できるようにしておること。

十六の二（略）

十六の三 有害水バラスト汚染防止措置手引書にあつては有害水バラストの排出防止に関する設備の位置を確認できるようにしておること。

十七・十八（略）

十八の二 有害水バラストの排出防止に関する設備にあつては次に掲げる準備

イ 有害水バラストの排出防止に関する設備の内部を検査できるよ

第六条 前条第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定期検査を初めて受ける場合は、次の書類（タンカー及び有害液体物質ばら積船以外の船舶にあつてはイからハまでに掲げる書類に限る。）（大気汚染防止検査対象設備に係る書類については、当該設備を設置する船舶に限る。）

イ～ヘ（略）

二（略）

2～4（略）

第三節 検査の準備

（定期検査）

第八条 定期検査を受ける場合の準備は、次のとおりとする。

一～十五（略）

十六 海洋汚染防止緊急措置手引書等（船舶間貨物油積替作業手引書を除く。）にあつては直ちにとるべき措置に係る設備の位置を確認できるようにしておること。

十六の二（略）

（新設）

十七・十八（略）

（新設）

うに開放し、かつ、内容物及び危険性ガスを排出すること。

配管等の位置を確認できるようのこと。

口
附属する重要な弁及びコックを開放すること。

二 圧力試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。）

ホ
効力試験の準備

十九ヶ二十二 （略）

（中間検査）

第九条 第一種中間検査（第十四条第一項に規定する第一種中間検査をいう。）を受ける場合の準備は、次のとおりとする。

一ヶ十六の二 （略）

十六の三 有害水バラストの排出防止に関する設備にあつては前条第

十八号の二イ、ハ及びホに掲げる準備

十七ヶ二十 （略）

2 第二種中間検査（第十四条第一項に規定する第二種中間検査をいう。）を受ける場合の準備は、次のとおりとする。

一ヶ八の二 （略）

八の三 有害水バラストの排出防止に関する設備にあつては前条第十

八号の二ホに掲げる準備

九ヶ十二 （略）

第四節 検査の執行

（中間検査）

第十四条 第二十条に規定する船舶以外の船舶（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）の中間検査の種類及び時期は、次の表の

（中間検査）

第九条 第一種中間検査（第十四条第一項に規定する第一種中間検査をいう。）を受ける場合の準備は、次のとおりとする。

一ヶ十六の二 （略）

（新設）

十七ヶ二十 （略）

2 第二種中間検査（第十四条第一項に規定する第二種中間検査をいう。）を受ける場合の準備は、次のとおりとする。

一ヶ八の二 （略）

（新設）

九ヶ十二 （略）

第四節 検査の執行

（中間検査）

第十四条 第二十条に規定する船舶以外の船舶（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）の中間検査の種類及び時期は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下

上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。ただし、第二十一条第二項又は第三項の規定により海洋汚染等防止証書の有効期間が延長されたことにより当該表に定める時期が到来する場合における当該時期を除く。

区	分	種類	時	期
一 国際航海に従事する船舶(一) 有害水バラストの排出防止に 関する設備を設置し、又は有 害水バラスト汚染防止措置手 引書を備え置き、若しくは掲 示すべき船舶(湖沼等におい て航行の用に供する船舟類を 含む。)にあつては、国際航 海上に従事しないものを含む。)		第一種 中間検	海洋汚染等防止証書の有効 期間の起算日の後の二回目 又は三回目のいずれかの検 査基準日の前後三月以内	
二 前号の上欄に掲げる船舶以 外の船舶	第一種 中間検	第二種 中間検	海洋汚染等防止証書の有効 期間の起算日の前後三月以内 (当該時期に第一種中間検 査を受ける場合を除く。)	

備考	この表において「検査基準日」とは、海洋汚染等防止証書の有効 期間が満了する日に相当する毎年の日をいう。
2~5 (略)	6 前項の規定によりその時期を繰り上げて受けた中間検査に合格した

欄に掲げるとおりとする。ただし、第二十一条第二項又は第三項の規定により海洋汚染等防止証書の有効期間が延長されたことにより当該延長期間内に同表に定める時期が到来する場合における当該時期を除く。

区	分	種類	時	期
一 国際航海に従事する船舶(一) 有害水バラストの排出防止に 関する設備を設置し、又は有 害水バラスト汚染防止措置手 引書を備え置き、若しくは掲 示すべき船舶(湖沼等におい て航行の用に供する船舟類を 含む。)にあつては、国際航 海上に従事しないものを含む。)		第一種 中間検	海洋汚染等防止証書の有効 期間の起算日の後の二回目 又は三回目のいずれかの検 査基準日の前後三月以内	
二 国際航海に従事する船舶(一) 外の船舶	第一種 中間検	第二種 中間検	海洋汚染等防止証書の有効 期間の起算日の前後三月以内 (当該時期に第一種中間検 査を受ける場合を除く。)	

備考	この表において「検査基準日」とは、海洋汚染等防止証書の有効 期間が満了する日に相当する毎年の日をいう。
2~5 (略)	6 前項の規定によりその時期を繰り上げて受けた中間検査に合格した

次の表の第一欄に掲げる船舶（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）の次回以降の中間検査の時期についての第一項又は第三項の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一項の表第一号の上欄に掲げる船舶（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(臨時検査)

第十五条 法第十九条の三十九の国土交通省令で定める改造又は修理は、次に掲げる改造又は修理とする。

一 ビルジ等排出防止設備、水バラスト等排出防止設備、貨物艤装原油洗浄設備、有害液体物質排出防止設備、ふん尿等排出防止設備、有害水バラストの排出防止に関する設備又は大気汚染防止検査対象設備の全部若しくは一部の変更又は取替えを伴う改造若しくは修理（当該設備にあらかじめ用意された予備品との取替え又は当該設備の性能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。）

二 (略)

2 法第十九条の三十九の国土交通省令で定める変更は、次に掲げる変更とする。

一・二 (略)

二の二 有害水バラストの取扱いに関する作業を行う者が、有害水バラストの不適正な排出を防止するためによるべき措置に関する事項の変更（有害水バラスト汚染防止措置手引書の機能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。）

次の表の第一欄に掲げる船舶の次回以降の中間検査の時期についての第一項又は第三項の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一項の表第一号の上欄に掲げる船舶	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(臨時検査)

第十五条 法第十九条の三十九の国土交通省令で定める改造又は修理は、次に掲げる改造又は修理とする。

一 ビルジ等排出防止設備、水バラスト等排出防止設備、貨物艤装原油洗浄設備、有害液体物質排出防止設備、ふん尿等排出防止設備又は大気汚染防止検査対象設備の全部若しくは一部の変更又は取替えを伴う改造若しくは修理（当該設備にあらかじめ用意された予備品との取替え又は当該設備の性能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。）

二 (略)

2 法第十九条の三十九の国土交通省令で定める変更は、次に掲げる変更とする。

一・二 (略)

(新設)

二の二 有害水バラストの取扱いに関する作業を行う者が、有害水バラストの不適正な排出を防止するためによるべき措置に関する事項の変更（有害水バラスト汚染防止措置手引書の機能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。）

三 (略)

3 法第十九条の三十九の国土交通省令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 (略)

二 第十八条第五号に掲げる区分に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶の船舶所有者が、当該船舶に揮発性物質放出防止措置手引書を新たに備え置き、又は掲示しようとするとき。

三 船舶の用途、航行する海域（有害水バластの排出防止に関する設備を設置し、又は有害水バласт汚染防止措置手引書を備え置き、若しくは掲示すべき船舶にあつては、湖沼等を含む。）又は大きさの変更その他の事由により、当該船舶に設置すべき海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備又は当該船舶に備え置き、若しくは掲示すべき海洋汚染防止緊急措置手引書等（油濁防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急措置手引書及び海洋汚染防止緊急措置手引書にあつては、油等の排出による汚染の防除のため当該船舶内にある者が直ちにと急措置手引書、有害液体汚染防止緊急措置手引書及び海洋汚染防止緊急措置手引書にあつては、油等の排出による汚染の防除のため当該船舶内にある者が直ちにとるべき措置に関する事項、船舶間貨物油積替作業手引書にあつては、船舶間貨物油積替えに関する作業を行う者が、船舶間貨物油積替えに起因する油の排出を防止するために遵守すべき事項に限る。次号及び第五号において同じ。）若しくは揮発性物質放出防止措置手引書（揮発性有機化合物の放出を防止するために遵守すべき事項に限る。次号及び第五号において同じ。）に変更が生じたとき。

三 (略)

3 法第十九条の三十九の国土交通省令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 (略)

二 第十八条第四号に掲げる区分に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶の船舶所有者が、当該船舶に揮発性物質放出防止措置手引書を新たに備え置き、又は掲示しようとするとき。

三 船舶の用途、航行する海域又は大きさの変更その他の事由により、当該船舶に設置すべき海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備又は当該船舶に備え置き、若しくは掲示すべき海洋汚染防止緊急措置手引書等（油濁防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急措置手引書及び海洋汚染防止緊急措置手引書にあつては、油等の排出による汚染の防除のため当該船舶内にある者が直ちにとるべき措置に関する事項、船舶間貨物油積替作業手引書にあつては、船舶間貨物油積替えに関する作業を行う者が、船舶間貨物油積替えに起因する油の排出を防止するために遵守すべき事項に限る。次号及び第五号において同じ。）若しくは揮発性物質放出防止措置手引書（揮発性有機化合物の放出を防止するために遵守すべき事項に限る。次号及び第五号において同じ。）に変更が生じたとき。

四六 (略)

第三章 海洋汚染等防止証書等

(海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の区分)

第十八条 法第十九条の三十七第一項の国土交通省令で定める区分は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書

五 (略)

(法第十九条の三十七第二項及び第六項の国土交通省令で定める船舶)

第二十条 法第十九条の三十七第二項及び第六項の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶以外の船舶(平水区域を航行区域とするものに限る。)とする。

一～四 (略)

(海洋汚染等防止証書の有効期間の満了)

第二十二条 (略)

2 第二十条に規定する船舶が同条に規定する船舶以外の船舶(湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。)となつた場合又は同条に規定する船舶以外の船舶(湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。)が同条に規定する船舶となつた場合は、当該船舶(湖沼等における航行の用に供する船舟類を含む。)が同条に規定する船舶となつた場合は、当該船舶の海洋汚染等防止証書の有効期間は、満了したもののとみなす。ただし、当該船舶の区分の変更が臨時的なものである場

第三章 海洋汚染等防止証書等

(海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の区分)

第十八条 法第十九条の三十七第一項の国土交通省令で定める区分は、次のとおりとする。

一～三 (略)

(新設)

四 (略)

(法第十九条の三十七第二項の国土交通省令で定める船舶)

第二十条 法第十九条の三十七第二項の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶以外の船舶(平水区域を航行区域とするものに限る。)とする。

一～四 (略)

(海洋汚染等防止証書の有効期間の満了)

第二十二条 (略)

2 第二十条に規定する船舶が同条に規定する船舶以外の船舶(湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。)となつた場合又は同条に規定する船舶以外の船舶が同条に規定する船舶となつた場合は、当該船舶の海洋汚染等防止証書の有効期間は、満了したもののとみなす。ただし、当該船舶の区分の変更が臨時的なものである場

において航行の用に供する船舟類を含む。以下この項において同じ。) の海洋汚染等防止証書の有効期間は、満了したものとみなす。ただし、当該船舶の区分の変更が臨時的なものである場合は、この限りでない。

合は、この限りでない。

(国際海洋汚染等防止証書)

第二十六条 法第十九条の四十三第一項の規定により交付する国際海洋汚染等防止証書は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染

防止措置手引書 (国際水バラスト管理証書(第十二号の四様式))

五 大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書

国際大気汚染防止証書 (第十二号の五様式)

2 (略)

(国際海洋汚染等防止証書の交付申請)

第二十七条 (略)

2 国際海洋汚染等防止証書交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、タンカー、有害液体物質ばら積船及び燃料油タンクの総容量が六百立方メートル以上の船舶(湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。)にあつては、第一号に掲げる書類に限る。

一・二 (略)

(海洋汚染等防止証書等の返付等)

(国際海洋汚染等防止証書)

第二十六条 法第十九条の四十三第一項の規定により交付する国際海洋汚染等防止証書は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一～三 (略)

(新設)

四 大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書

国際大気汚染防止証書 (第十二号の四様式)

2 (略)

(国際海洋汚染等防止証書の交付申請)

第二十七条 (略)

2 国際海洋汚染等防止証書交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、タンカー、有害液体物質ばら積船及び燃料油タンクの総容量が六百立方メートル以上の船舶(湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。)にあつては、第一号に掲げる書類に限る。

一・二 (略)

(海洋汚染等防止証書等の返付等)

第三十二条 地方運輸局長は、中間検査、臨時検査又は臨時航行検査の結果、海洋汚染防止設備等又は大気汚染防止設備が法第五条第四項若しくは法第五条の二、法第九条の三第二項若しくは第三項、法第十条の二第二項、法第十七条の二第二項第一号若しくは第五項又は法第十九条の七第四項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十二項若しくは第十九条の三十五の四第二項に規定する技術上の基準（以下この項において「技術基準」という。）に適合すると認める場合は、第六条第一項の規定により提出された海洋汚染等防止証書、海洋汚染等防止検査手帳及び国際海洋汚染等防止証書（臨時航行検査にあつては、海洋汚染等防止検査手帳）を当該検査の申請者に返付するものとする。この場合において、国際海洋汚染等防止証書については、その裏面に技術基準に適合すると認めた旨（中間検査を行つた場合に限る。）を記載するものとする。

2 (略)

（第一議定書締約国等の船舶に対する証書の交付）

第三十四条 法第十九条の五十三の規定により交付する第一議定書締約国、船舶バラスト水規制管理条約締約国又は第二議定書締約国の船舶に係る国際海洋汚染等防止証書に相当する証書は、当該第一議定書締約国、船舶バラスト水規制管理条約締約国又は第二議定書締約国の政府の要請に基づいて交付した旨記載された第二十六条に規定する国際海洋汚染等防止証書とする。

2 第五条第一項、第七条及び第八条の規定は、法第十九条の五十三各項に規定する検査について準用する。

3 地方運輸局長は、法第十九条の五十三各項に規定する検査を行う場合において、当該検査に必要な書類の提出を求めることがある。

第三十二条 地方運輸局長は、中間検査、臨時検査又は臨時航行検査の結果、海洋汚染防止設備等又は大気汚染防止検査対象設備が法第五条第四項若しくは法第五条の二、法第九条の三第二項若しくは第三項、法第十条の二第二項又は法第十九条の七第四項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第二項若しくは第十九条の三十五の四第二項に規定する技術上の基準（以下この項において「技術基準」という。）に適合すると認める場合は、第六条第一項の規定により提出された海洋汚染等防止証書、海洋汚染等防止検査手帳及び国際海洋汚染等防止証書（臨時航行検査にあつては、海洋汚染等防止検査手帳）を当該検査の申請者に返付するものとする。この場合において、国際海洋汚染等防止証書については、その裏面に技術基準に適合すると認めた旨（中間検査を行つた場合に限る。）を記載するものとする。

2 (略)

（第一議定書締約国等の船舶に対する証書の交付）

第三十四条 法第十九条の五十三の規定により交付する第一議定書締約国又は第二議定書締約国の船舶に係る国際海洋汚染等防止証書に相当する証書は、当該第一議定書締約国又は第二議定書締約国の政府の要請に基づいて交付した旨記載された第二十六条に規定する国際海洋汚染等防止証書とする。

2 第五条第一項、第七条及び第八条の規定は、法第十九条の五十三各項に規定する検査について準用する。

3 地方運輸局長は、法第十九条の五十三第一項及び第二項に規定する検査を行う場合において、当該検査に必要な書類の提出を求めることがある。

(報告等)

第四十四条 船長又は船舶所有者は、次に掲げるおそれがあると認められるときは、速やかに、地方運輸局長（船舶が第一議定書締約国にある場合であつて第一号に掲げるおそれがあるときには、地方運輸局長、当該第一議定書締約国の政府及び日本の領事官、船舶（有害水バラストの排出防止に関する設備を設置し、又は有害水バラスト汚染防止措置手引書を備え置き、若しくは掲示すべき船舶（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）に限る。第二号において同じ。）が船舶バラスト水規制管理条約締約国にある場合であつて第二号に掲げるおそれがあるときには、地方運輸局長、当該船舶バラスト水規制管理条約締約国にある場合であつて第三号に掲げるおそれがあるときには、地方運輸局長又は日本の領事官）、船舶が第二議定書締約国にある場合であつて第三号に掲げるおそれがあるときには、地方運輸局長、当該第二議定書締約国の政府及び日本の領事官）に対し、その旨を報告しなければならない。ただし、事故に関する報告を行つた場合は、それこれを省略することができる。

一 船舶に事故が発生し又は海洋汚染防止設備等（有害水バラストの排出防止に関する設備を除く。）に欠陥が発見された場合における海洋環境の保全に影響を及ぼすおそれ（次号に掲げるものを除く。）

ができる。

(報告等)

第四十四条 船長又は船舶所有者は、次に掲げるおそれがあると認められるときは、速やかに、地方運輸局長（船舶が第一議定書締約国にある場合であつて第一号に掲げるおそれがあるときには、地方運輸局長、当該第一議定書締約国の政府及び日本の領事官、船舶が第二議定書締約国にある場合であつて第二号に掲げるおそれがあるときには、地方運輸局長、当該第二議定書締約国の政府及び日本の領事官）に対し、その旨を報告しなければならない。ただし、事故に関する報告を行つた場合は、それこれを省略することができる。

一 船舶に事故が発生し又は海洋汚染防止設備等（有害水バラストの排出防止に関する設備を除く。）に欠陥が発見された場合における海洋環境の保全に影響を及ぼすおそれ（次号に掲げるものを除く。）

二 船舶に事故が発生し又は有害水バラストの排出防止に関する設備

に欠陥が発見された場合における有害水バラストの排出（湖沼等に流し、又は落とす場合を含む。）に係る海洋環境（湖沼等の環境を含む。）の保全に影響を及ぼすおそれ

三 （略）

2 （略）

（手数料）

第四十五条 設備確認、型式指定又は変更承認を受けようとする者は、別表第一の三に定める額（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子処理組織を使用して（以下この条において「電子情報処理組織により」という。）設備確認、型式指定及び型式指定の変更の申請をする場合にあつては、別表第一の四に定める額）の手数料を納付しなければならない。

2 外国において設備確認、型式指定又は変更承認を受ける場合における設備確認、型式指定又は変更承認の手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に一万三千七百円を加算した額とする。

3 放出量確認（法第十九条の十八に規定する放出量確認に相当する確認を含む。）及び原動機取扱手引書の承認を受けようとする者は、別表第一の五に定める額（電子情報処理組織により確認及び承認の申請をする場合にあつては、別表第一の六に定める額）の手数料を納付しなければならない。

（新設）

二 （略）

2 （略）

（手数料）
（新設）

第四十五条 放出量確認（法第十九条の十八に規定する放出量確認に相当する確認を含む。）及び原動機取扱手引書の承認を受けようとする者は、別表第一の三に定める額（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して（以下この条において「電子情報処理組織により」という。）確認及び承認の申請をする場合にあつては、別表第一の四に定める額）の手数料を納付し

(略)

手引書承認等又は相当手引書承認等を受けようとする者は、別表第一の七に定める額（電子情報処理組織により申請をする場合にあつては、別表第一の八に定める額）の手数料を納付しなければならない。

(略)

法定検査、法第十九条の五十三各項の検査又は予備検査を受けようとする者は、別表第一に定める額（電子情報処理組織により検査の申請をする場合にあつては、別表第一の二に定める額）の手数料を納付しなければならない。

(略)

なければならない。

(略)

手引書承認等又は相当手引書承認等を受けようとする者は、別表第一の五に定める額（電子情報処理組織により申請をする場合にあつては、別表第一の六に定める額）の手数料を納付しなければならない。

(略)

法定検査、法第十九条の五十三第一項若しくは第二項の検査又は予備検査を受けようとする者は、別表第一に定める額（電子情報処理組織により検査の申請をする場合にあつては、別表第一の二に定める額）の手数料を納付しなければならない。

(略)

二
定期検査 (概要) (概要)

(略)		定期検査					
ふん尿等の排出防止に関する設備	最大搭載人員 (人)	200未満	200以上400未満	400以上600未満	600以上800未満	800以上1,000未満	1,000以上
有害水バ ラストの 排出防止に 関する設備	金額 (円)	15,600	17,600	19,700	21,800	23,800	25,900
有害水バ ラストの 排出防止に 関する設備	総トン数 (トン)	10,000未満				10,000以上	
有害水バ ラストの 排出防止に 関する設備	金額 (円)	19,500				23,800	
有害水バ ラストの 排出防止に 関する設備	総トン数 (トン)	10,000未満				10,000以上	
有害水バ ラストの 排出防止に 関する設備	金額 (円)	12,700				14,100	
有害水バ ラストの 排出防止に 関する設備	総トン数 (トン)	10,000未満				10,000以上	
有害水バ ラストの 排出防止に 関する設備	金額 (円)	19,500				23,900	
有害水バ ラストの 排出防止に 関する設備	総トン数 (トン)	10,000未満				10,000以上	
有害水バ ラストの 排出防止に 関する設備	金額 (円)	17,800				22,000	
(略)							
有害液体物質の排出防 止に関する設備等及び 措置手引書	船舶の長さ (メートル)	45未満	45以上70未満	70以上100未満	100以上140未満	140以上180未満	180以上
有害水バ ラストの 排出防止	金額 (円)	12,300	15,500	17,800	21,900	25,600	33,000
有害水バ ラストの 排出防止	総トン数 (トン)	10,000未満				10,000以上	

第一種中

問検査

第二種中間検査

排出防止に関する設備に設置する船舶(湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。)を設置する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書	金額(円) 16,900	20,100 <u>10,000以上</u>
有害水バラストの排出防止に関する設備を設置する船舶(湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。)	金額(円) 12,400	<u>13,700</u> 10,000以上
大気汚染検査対象設備及び油槽タンカーの油質放出措置手引書(略)	総トン数(トン) 金額(円) 19,200	10,000未満 21,400
(略)		
有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害水バラストの排出防止に関する設備を設置する船舶(湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。)	船舶の長さ(メートル) 金額(円) 10,500	45未満 12,300 45以上70未満 14,000 70以上100未満 16,600 100以上140未満 17,600 140以上180未満 23,000 <u>10,000未満</u> <u>10,000以上</u>
有害水バラストの排出防止に関する設備を設置する船舶(湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。)	金額(円) 15,500	<u>17,800</u>
有害水バラストの排出防止に関する設備を設置する船舶(湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。)	総トン数(トン) 金額(円) 12,400	10,000未満 10,000以上 13,700

大気汚染 対象設備 及び揮発性 物質排放 防止措 置手引書	総トン数(トン)	10,000未満	10,000以上
	原油タンカー 金額(円)	19,200	20,100
原油タンカー 以外の船舶	総トン数(トン)	10,000未満	10,000以上
	金額(円)	17,500	18,300
(略)	最大搭載人員(人)	臨検回数1回につき 11,000	
	金額(円)	臨検回数1回につき 12,200	
ふん尿等の排出防止に 関する設備	有害水バラス トの排出防止 に関する設備 金額(円)	11,700	
	有害水バラス トの排出防止 に関する設備 金額(円)	12,300	
有害水バラス トの排出防止 に関する設備 金額(円)	総トン数(トン)	臨検回数1回につき 12,600	
	原油タンカー 金額(円)	臨検回数1回につき 11,300	
(略)			

法第十九条の五十三の検査		最大搭載人員(人)	200未満	200以上400未満	400以上600未満	600以上800未満	800以上1,000未満	1,000以上
ふん尿等の排出防止に 関する設備	有害水バ ラストの 排出防正 に関する設 備及び 有害水バ ラスト汚 染防止措 置手引書	金額(円)	22,700	24,800	26,800	28,900	31,000	33,100
有害水バ ラストの 排出防正 に関する設 備	有害水バ ラスト の排出防正 に関する設 備(湖沼 における航 行の用に供す る船舶類を含 む。)	総トン数(トン)		10,000未満			10,000以上	
有害水バ ラストの 排出防正 に関する設 備	有害水バ ラスト の排出防正 に関する設 備(湖沼 における航 行の用に供す る船舶類を含 む。)	金額(円)		27,600			34,400	
有害水バ ラストの 排出防正 に関する設 備	有害水バ ラスト の排出防正 に関する設 備(湖沼 における航 行の用に供す る船舶類を含 む。)	総トン数(トン)		10,000未満			10,000以上	
有害水バ ラストの 排出防正 に関する設 備	有害水バ ラスト の排出防正 に関する設 備(湖沼 における航 行の用に供す る船舶類を含 む。)	金額(円)		20,000			21,300	
大気汚染 防止検査 対象設備 及び物質 性物防 止措 置手引書	原油タンカー 以外の船舶	総トン数(トン)		10,000未満			10,000以上	
大気汚染 防止検査 対象設備 及び物質 性物防 止措 置手引書	原油タンカー	金額(円)		26,500			30,900	
大気汚染 防止検査 対象設備 及び物質 性物防 止措 置手引書	原油タンカー 以外の船舶	総トン数(トン)		10,000未満			10,000以上	
大気汚染 防止検査 対象設備 及び物質 性物防 止措 置手引書	原油タンカー	金額(円)		25,000			29,100	

(略)

備考1 記載回数は、船舶検査が1人1日につき4時間を超えない検査時間をもつて1回とし、1日の検査時間が4時間を超える場合は、これを2回として算出する。
 2 臨時検査及び臨時航行検査の手数料の額は、この表に定める額が当該油の排出防正に関する設備等及び油漏防止緊急措置手引書又は有害水バラストの排出防正に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書に係る定期検査の額を超える場合は、当該検査の手数料の額に相当する額とする。

二回目検査 | 611 (総計数、総回数既記述)

定期検査							
(略)							
ふん尿等の排出防止に関する設備	最大搭載人員 (人)	200未満	200以上400未満	400以上600未満	600以上800未満	800以上1,000未満	1,000以上
有害水バーストの排出防止に関する設備	金額 (円)	15,400	17,400	19,500	21,600	23,700	25,700
有害水バーストの排出防止に関する設備	総トン数 (トン)	10,000未満		10,000以上		23,600	
有害水バーストの排出防止に関する設備	金額 (円)	19,300		10,000以上		13,900	
有害水バーストの排出防止に関する設備	総トン数 (トン)	10,000未満		10,000以上		21,800	
有害水バーストの排出防止に関する設備	金額 (円)	12,500		10,000以上		25,400	
有害水バーストの排出防止に関する設備	総トン数 (トン)	10,000未満		10,000以上		21,800	
有害水バーストの排出防止に関する設備	金額 (円)	19,300		10,000以上		23,700	
有害水バーストの排出防止に関する設備	総トン数 (トン)	10,000未満		10,000以上		21,800	
有害水バーストの排出防止に関する設備	金額 (円)	17,600		10,000以上		25,400	
(略)							
有害液体物質の排出防護措置手引書	船舶の長さ (メートル)	45未満	45以上70未満	70以上100未満	100以上140未満	140以上180未満	180以上
有害液体物質の排出防護措置手引書	金額 (円)	12,100	15,300	17,600	21,700	25,400	32,800
有害水バーストの排出防止に関する設備	総トン数 (トン)	10,000未満		10,000以上		21,800	

第一種中間検査

(略)

排出防止に 関する設備 及び 有害水バ ラス止措 置手引書	有害水バ ラス等にお いて航 行の用に供す る船舶類を含 む。)	総トン数(トン)	10,000未満	10,000以上
有害水バ ラス止措 置手引書	有害水バ ラス等にお いて航 行の用に供す る船舶類を含 む。)	総トン数(トン)	10,000未満	10,000以上
大気汚染 防止検査 対象設備 及び 性物質 排放 出防 手引書	原油タンカー 以外の船舶	総トン数(トン)	10,000未満	10,000以上
大気汚染 防止検査 対象設備 及び 性物質 排放 出防 手引書	原油タンカー	金額(円)	19,000	21,200
(略)				
有害液体物質の 排出防 止有 害液体 污染 措 置手 引書	船舶の長さ(メートル)	45未満 45以上70未満 70以上100未満 100以上140未満 140以上180未満 180以上		
有害水バ ラス止措 置手引書	総トン数(トン)	10,300 12,100 13,800 16,400 17,400 22,800	10,000未満 10,000以上	
有害水バ ラス等にお いて航 行の用に供す る船舶類を含 む。)	総トン数(トン)	15,400 17,600		
有害水バ ラス等にお いて航 行の用に供す る船舶類を含 む。)	総トン数(トン)	10,000未満 10,000以上		
有害水バ ラス等にお いて航 行の用に供す る船舶類を含 む。)	金額(円)	12,200 13,600		

第二種中間検査

航行の用に供する船舶類を含む。)		臨時検査又は臨時航行検査	
大気汚染対象設備及び貨物質発放措置手引書	原油タンカー以外の船舶	総トン数(トン)	10,000未満 10,000以上
原油タンカー	金額(円)	19,900	19,900
総トン数(トン)	10,000未満 10,000以上	17,300	18,100
(略)			
ふん尿等の排出防止に関する設備	最大搭載人員(人) 金額(円)	臨検回数1回につき 10,800	
有害水バラストの排出防止装置する設備を設置してい る船舶(湖沼等において航 行の用に供する船舶類を含 む。)	有害水バラス トの排出防 止装置する 設備 金額(円)	臨検回数1回につき 12,000	
有害水バラス トの排出防 止装置してい ない船舶(湖 沼等において 航行の用に供 する船舶類を 含む。)	有害水バラス トの排出防 止装置してい ない船舶(湖 沼等において 航行の用に供 する船舶類を 含む。)	臨検回数1回につき 11,500	
大気汚染対象設備及び貨物質発放措置手引書	総トン数(トン) 金額(円)	臨検回数1回につき 12,400	
原油タンカー 以外の船舶	総トン数(トン) 金額(円)	臨検回数1回につき 11,100	

(略)

法十九条の五十三の検査

ふん尿等の排出防止に関する設備	最大搭載人員(人)	200未満	200以上400未満	400以上600未満	600以上800未満	800以上1,000未満	1,000以上
有害水バ ラストの 排出防止 に関する 設備及び 有害水バ ラスト汚 染防止措 置手引書	金額(円)	22,500	24,600	26,700	28,700	30,800	32,900
有害水バ ラストの 排出防止 に関する 設備及び 有害水バ ラスト汚 染防止措 置手引書	総トン数(トン)			10,000未満		10,000以上	
有害水バ ラストの 排出防止 に関する 設備及び 有害水バ ラスト汚 染防止措 置手引書	金額(円)			27,400		34,200	
有害水バ ラストの 排出防止 に関する 設備及び 有害水バ ラスト汚 染防止措 置手引書	総トン数(トン)		10,000未満		10,000以上		
有害水バ ラストの 排出防止 に関する 設備及び 有害水バ ラスト汚 染防止措 置手引書	金額(円)		19,800		21,100		
大気汚染 防止検査 対象設備 及び揮発 性物質放 出防止措 置手引書	総トン数(トン)	10,000未満		10,000以上			
原油タンカー	金額(円)	26,300		30,700			
総トン数(トン)	10,000未満		10,000以上				
原油タンカー 以外の船舶	金額(円)	24,800		28,900			

(略)

備考1 臨検回数は、船舶検査が1人1日につき4時間を超えない臨検時間をもつて1回とし、1日の臨検時間が4時間を超える場合は、これを2回として算出する。備考2 臨時検査及び臨時航行検査の手数料の額は、この表に定める額が当該油の排出防止に関する設備等及び油漏れ緊急措置手引書、有害液体物質の排出防止に関する設備及び有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書又は有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書に係る定期検査の額を超える場合は、当該検査の手数料の額に相当する額とする。

別表第一の三（第四十五条関係）

（新設）

別表第一の四（第四十五条関係）

（新設）

別表第一の五（第四十五条関係）

（新設）

別表第一の六（第四十五条関係）

（新設）

別表第一の七（第四十五条関係）

（新設）

別表第一の八（第四十五条関係）

（新設）

第一号様式（第一条の二関係）

（新設）

第一号の二様式（第一条の二の三関係）

（新設）

第一号の二の二様式（第一条の二の八関係）

（新設）

第一号の二の三様式（第一条の二の十一関係）

（新設）

第一号の二の四様式（第一条の二の十二関係）

（新設）

第一号の二の五様式（第一条の二の十七関係）

（新設）

第一号の三様式（略）

（新設）

第一号の三の二様式（略）

（新設）

第一号の三の三様式（略）

（新設）

第一号の三の四様式（略）

（新設）

第一号の三の五様式（略）

（新設）

第一号の三の六様式（略）

（新設）

第六号様式

(第十九条の二関係)

区分	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書 有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体物質の排出防止緊急措置手引書 ふん尿等の排出防止に関する設備 有害水バラストの排出防止に関する設備等及び有害水バラスト汚染防止措置手引書 及び有害性物質放出防止措置手引書 大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書
----	--

海洋汚染等防止証書 第号

船名	
船舶番号	
船籍港又は定係港	
船舶所有者	
用途	
総トン数	
載貨重量トン数	
最大搭載人員	
有効期間	年月日まで

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の37第1項の規定により交付する。 年月日 地方運輸監理事務局長

船舶運輸監理事務所長

印

第六号様式

(第十九条の二関係)

区分	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書 有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体物質の排出防止緊急措置手引書 ふん尿等の排出防止に関する設備 有害水バラストの排出防止に関する設備等及び有害水バラスト汚染防止措置手引書 及び有害性物質放出防止措置手引書 大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書
----	--

海洋汚染等防止証書 第号

船名	
船舶番号	
船籍港又は定係港	
船舶所有者	
用途	
総トン数	
載貨重量トン数	
最大搭載人員	
有効期間	年月日まで

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の37第1項の規定により交付する。 年月日 地方運輸監理事務局長

船舶運輸監理事務所長

印

年月日

件

条

第十 | 合規証

第十一号様式（第二十五条関係）

（略）

（五）

（3）海洋汚染等防止証書

油の排出防止に関する設備等及び油漏防止緊急措置手引書
有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書
ふん尿等の排出防止に関する設備
有害水バーストの排出防止に関する設備及び有害水バースト汚染防止措置手引書
大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書

第 号

第十 | 合規証

第十一号様式（第二十五条関係）

（略）

（五）

（3）海洋汚染等防止証書

油の排出防止に関する設備等及び油漏防止緊急措置手引書
有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書
ふん尿等の排出防止に関する設備
大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書

第 号

船 名	
船 舶 番 号	
船籍港又は定係港	
船 舶 所 有 者	
用 途	
総 ト ン 数	
載 貨 重 量 ト ン 数	
最 大 搭 載 人 員	
有 効 期 間	年 月 日 ま で
条 件	

(六)

(略)
(v) 有害水バラストの排出防止に関する設備に関する記録

(a) 有害水バラストの排出防止に関する設備の要目

(b) (a) の変更の記録

(vi) (略)
(略)

(六)

(略)
(新設)

(v) (略)

(略)

□

□

第十一号の四様式（第一一十六条關係）

第十一号の五様式（略）

（新設）

第十一号の四様式（略）